

# 東京都の水道

令和5年版



東京都保健医療局健康安全部



## ま え が き

東京都の水道の普及率はおおむね 100%であり、都民生活や都市活動を支える重要な社会基盤となっています。そして、水道事業者による維持管理や水質管理に関する水道技術の高度化など、たゆまぬ努力により、水質、水量、安定した事業経営などの面においても高い水準を保持しております。

一方、高度経済成長期に拡張を行ってきた施設が一斉に更新時期を迎えることに加え、安全でおいしい水へのニーズの高まりや水道インフラのデジタル化の推進など、水道事業は新たな局面を迎えています。また、近年、全国各地で地震や台風に伴い水道施設に断水被害が生じており、こうした自然災害の備えに万全を期すため、水道システム全体の強靱化を図る必要があります。

しかしながら、東京都の総人口は今後、減少傾向に転じることが予想されており、また、節水意識の浸透や節水機器の普及などにより、近年の給水量は減少傾向にあることから、水道事業の経営基盤に対する影響が懸念されています。

このような水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、水道事業の基盤強化を目的とする改正水道法が令和元年 10 月に施行され、水道事業に携わる者には、水道施設の維持管理及び計画的な更新、水道事業の健全な経営の確保、水道事業の運営に必要な人材の確保及び育成を図ることが求められています。

東京都の水道においても、これらの課題に適切に対応していくため、あらゆる角度から水道事業を取り巻く状況を分析し、地域の実情を踏まえて水安全計画や耐震化計画等の各種計画を策定するとともに、アセットマネジメントを用いた施設の分析・評価を活用し、効率的な施設更新を行うなど、強靱で安全な水道システムの構築を着実に進めていくことが重要です。

また、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源については、原則として水道料金により確保していくことが必要であるため、長期的な観点から、将来の更新需要を考慮した上で水道料金を設定することも不可欠です。

東京が誇る、清浄にして豊富低廉な水の安定供給を将来にわたって持続することは、我々に課された重大な責務です。そのためにも、水道の現状を的確に把握した上で検証し、様々な取組を効果的に推進するとともに、その伝統や技術を次の世代に確実に引き継いでいくべきと考えます。

このたび、東京都における水道の現状を把握するための一助として、令和 4 年度の業務統計を中心に、「東京都の水道 令和 5 年版」を取りまとめましたので、御高覧いただきますようお願いいたします。

令和 6 年 3 月

東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課

# 凡 例

## 1 集録の範囲

本資料は、厚生労働省が実施した「令和4年度水道統計調査」で得られた資料を基礎とし、一部をその他の資料で補充した。

## 2 集録の対象

令和5年3月31日現在、認可又は確認を受けている上水道、簡易水道及び専用水道と、同日現在で都が把握している簡易専用水道及び小規模貯水槽水道等並びに飲用に供する井戸等の施設である。

## 3 集録の対象期間

年間の実績値は、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）のものとし、その他は令和5年3月31日現在とした。

## 4 水道の区分

- (1) 上 水 道：一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が5,001人以上のもの
- (2) 簡 易 水 道：一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が101人以上5,000人以下のもの
- (3) 専 用 水 道：特定の人だけが使用する水道で、給水人口が101人以上のもの又は一日最大給水量が20 m<sup>3</sup>を超えるもの
- (4) 簡 易 専 用 水 道：水道事業から供給される水のみを水源とする貯水槽水道で、受水槽の有効容量が10 m<sup>3</sup>を超えるもの
- (5) 小規模貯水槽水道等：貯水槽を有するもののうち、水道法（(1)～(4)）又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という）の適用を受けないもの（個人住宅を除く。）
- (6) 飲用に供する井戸等：飲用水を供給する井戸等のうち、(5)に該当せず、水道法又は建築物衛生法の適用を受けないもの

## 5 その他

行政区域内人口は、「東京都の人口(推計)」（総務局統計部）令和5年4月1日現在によるが、武蔵野市、昭島市、羽村市、大島町、八丈町、檜原村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村及び小笠原村については、「住民基本台帳による世帯と人口」（総務局統計部）令和5年4月1日現在を使用している。

## 6 表章記号等

- (1) 計数のない場合 ———
- (2) 計数不明又は計数を表示することが不適当な場合 ……

# 目 次

I 東京都の水道の現状	
1 水道事業の現状	
(1) 東京都の地勢	3
(2) 水道事業の概要	3
(3) 水道事業の抱える問題	3
(4) 水道事業の取組状況	5
2 東京都の水道行政	
(1) 上水道・簡易水道事業への指導・支援	5
(2) 専用水道への指導	7
(3) 簡易専用水道への指導	7
(4) 小規模貯水槽水道等への指導	8
(5) 飲用に供する井戸等への指導	8
(6) 東京都水道水質管理計画	9
(7) 水道水中の放射性物質等への対応	9
II 各種統計数値	
1 総 括	
(1) 水道種別事業数	13
(2) 水道種別計画給水人口	13
(3) 水道種別現在給水人口と水道普及率	13
(4) 多摩町村地区及び島しょ地区の現在給水人口と水道普及率	14
(5) 水道普及率の推移	14
(6) 区市町村別水道普及状況(特別区)	15
(7) 区市町村別水道普及状況(市)	16
(8) 区市町村別水道普及状況(町村)	17
(9) 区市町村別水道普及状況(総計)	17
2 上水道事業	
(1) 上水道一覧表	18
(2) 基本計画	18
(3) 料 金	19
(4) 水道料金の推移	19
(5) 普及状況	20
(6) 給水普及率の推移	20
(7) 貯水施設	21
(8) 取水施設	21
(9) 主要構造物	22
(10) 管路布設状況	23
(11) 災害時用確保水量	23
(12) 取水量と浄水量	24
(13) 給水量の分析1 (年間給水量と分水量・有効率推移)	25
(14) 給水量の分析2	26
(15) 給水人口	26
(16) 年度別給水量の推移	27
(17) 月別給水量の推移	28
(18) 一日最大給水量の推移	29
(19) 都知事認可水道事業者の年間取水量及び分水量の比率の経年変化	30

3	簡易水道事業	
(1)	簡易水道一覧表	31
(2)	事業計画	32
(3)	料金体系	33
(4)	水道料金の推移	33
(5)	取水量	34
(6)	浄水量	35
(7)	給水量	35
(8)	配水池・管路布設状況	36
(9)	給水人口・年間給水量の推移	37
(10)	給水普及率の推移	37
4	専用水道	
(1)	総括表	38
(2)	現在給水人口の推移	38
(3)	施設数の推移	38
(4)	区市町村別施設数	39
(5)	施設一覧	40
5	簡易専用水道	
(1)	施設数の推移	47
(2)	施設数(特別区)	47
(3)	施設数(多摩・島しょ地区)	47
6	小規模貯水槽水道等	
(1)	施設数の推移	48
(2)	施設数(特別区)	48
(3)	施設数(多摩・島しょ地区)	48
7	飲用に供する井戸等	
(1)	施設数の推移(多摩・島しょ地区)	49
(2)	施設数(多摩・島しょ地区)	49
III	参考資料	
1	全国の水道普及率(令和5年3月31日現在)	53
2	水質基準	54
3	水質管理目標設定項目	55
4	要検討項目	57
5	水道法第20条の規定に基づく厚生労働大臣登録検査機関	58
6	水道法第34条の2第2項の規定に基づく厚生労働大臣登録検査機関	61

# I 東京都の水道の現状





## 1 水道事業の現状

### (1) 東京都の地勢

東京都は、日本列島の中央部にある関東平野の陸地部と、そこから南100km～360km程の伊豆諸島や、さらに南の太平洋上1,000km～1,900kmの小笠原諸島からなり、日本最南端の沖ノ島及び最東端の南鳥島をも行政区域に含んでいる。

総面積は、2194.05km<sup>2</sup>で、陸地部は、西部にある雲取山等の山岳地帯が埼玉県、山梨県との境に接し、そこから東部方向の東京湾に向かってなだらかな傾斜を描き、千葉県、神奈川県に接する東西90km、南北25kmの細長い形である。

また、島しょ地区の伊豆諸島には、周囲50kmの大島や周囲9kmの青ヶ島等を始め大小100余の島々が点在しているが、このうち有人島は9島である。小笠原諸島には、大小100余の島々があるが、有人島は2島（国の機関のみ所在する島を除く。）である。

気候は、陸地部、伊豆諸島は温暖な太平洋型、小笠原諸島は亜熱帯に位置し温暖多湿な海洋性である。

また、近年、都市部においてはヒートアイランド現象による熱帯夜の増加など大都市特有の気象が見られる。島しょ地区では台風、地震、火山噴火等の自然災害による被害が多発する傾向にある。

東京都には、23特別区、26市5町8村があり、人口は90万人以上の特別区から、50万人を超える市、150人程度の全国最小自治体の村まで様々な規模の自治体が存在している。

### (2) 水道事業の概要

東京都において一般の需要に応じて水を供給する水道事業は、令和5年3月31日現在、上水道事業が6事業、簡易水道事業が8事業存在している。

また、水道事業の用に供する水道以外の水道施設として、専用水道382施設（水道事業より給水を受けているものを含む。）がある。これら全てによる給水人口は1,406万人で、水道の普及率はおおむね100%となっている。

このうち給水人口の約97%を占める1,370万人の給水は、都営水道によるものであり、厚生労働大臣の認可を受けている。その他の水道事業は、都知事の認可である。

### (3) 水道事業の抱える問題

#### ① 上水道事業の問題点

都内の上水道は、令和5年3月31日現在、都営1事業（東京都）、市営3事業（武蔵野市、昭島市、羽村市）、町営2事業（大島町、八丈町）の6事業である。

これら6上水道事業の給水人口は、都内全体の99%以上を占めている。陸地部の給水区域は都心部から山間部の広範囲に及ぶことや、島しょ地区においては水源確保や原水水質など、事業ごとに異なった様々な課題を抱えている。

#### 【23区及び多摩地区の都営水道・市営水道】

- ・ 都営水道は、全国の主要水系等と比べて渇水に対する安全度が低い利根川・荒川水系

に水源の約8割を依存していることなどに加え、今後、気候変動の進行により、河川やダム等からの供給能力が低下し、厳しい渇水のリスク増大が懸念されるため、ダム等の水源開発による安定した水源の確保に努めていくほか、これまで確保した水源については、最大限活用する必要がある。

- ・ 市営水道は、比較的豊富な地下水に恵まれており、井戸水源を活用しているが、老朽化の進行により取水量が低下している井戸も存在していることから、安定した水源の確保に向けて、計画的に更生工事や更新工事を行う必要がある。
- ・ 浄水場は、高度経済成長期に集中的に整備されており、順次更新時期を迎えるため、予防保全型管理による長寿命化や更新の平準化を図るとともに、更新に伴い低下する施設能力相当の代替浄水場の整備を計画的に進めていく必要がある。
- ・ 導水施設及び送水管の一部では、災害や事故時等におけるバックアップ機能の確保が不十分であるため、導水施設の二重化や送水管のネットワーク化等を進めていく必要がある。
- ・ 首都直下地震等の切迫性が指摘されており、浄水場等の耐震強化、管路の耐震性向上等の震災対策の更なる推進が必要である。
- ・ 水道水に対してより一層の安全・安心が求められているため、水質管理の強化等の様々な取組が必要である。

#### 【島しょ地区の上水道】

- ・ 居住地域が分散しているため水道施設が多くかつ点在しており、水道の効率的な運営が難しい。
- ・ わずかに残されている未給水区域は、高所の急傾斜地等、給水困難な場所が多く、完全解消が困難である。
- ・ 平地部が少なく水道施設の設置条件が厳しいため、水道施設の築造及び維持管理が難しく、また、台風による出水や強風等の被害を受けることが多い。
- ・ 資機材の大部分を航路により搬入せざるを得ないため、運搬経費が割高になるばかりでなく、季節によっては船便の欠航が多くなり、資機材の入手に困難を来している。
- ・ 水源の取水量が天候に左右され易く不安定であるほか、観光産業に比重をおく地域では、水需要の変動が非常に大きいため、こうした、気象条件や水需要の変動に対応可能な水道施設を整備し、維持管理を行う必要がある。
- ・ 良質な原水を得ることが困難であり、遠方水源からの導水や高度な浄水処理が必要となる等、良好な水質の確保に苦慮している。
- ・ 創設・拡張期の施設が更新時期を迎えており、老朽化した水道施設の更新を進めていく必要がある。また、震災に備え、ろ過池や配水池等の耐震補強や水道管路の耐震化等、震災対策を推進する必要がある。
- ・ 事業者の財政基盤が弱く、水道施設の更新・耐震化及び維持管理等に必要な財源を確保することが難しい。
- ・ 従事職員数が少なく、事業運営に必要な技術レベルを維持し、継承するなどの技術基

盤の確保に苦慮している。

## ② 簡易水道事業の問題点

都内の簡易水道事業は、令和5年3月31日現在、多摩地区の山間部と伊豆諸島及び小笠原諸島の8村が経営する8事業であり、いずれも昭和30～50年代初めにかけて創設の認可を受け事業を開始している。その後、国及び都の補助を受けながら施設の整備を行い、令和5年3月末で給水普及率は100.0%に達している。

これらの事業の問題点は、島しょ地区の上水道と同様であるが、事業の規模がより小さいため一層深刻である。

## (4) 水道事業の取組状況

生活様式や価値観の多様化とともに、水道水に対する都民の要望は、安全・豊富・低廉だけではなく、おいしさなど、より質の高い水道水の供給を求めているようになってきている。

質の高い水道水の供給には、水源水質が良好に保たれることが大切である。しかしながら、宅地開発等の影響により、良好な水源の保全は容易ではない状況にある。

また、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等の対策や消毒副生成物の問題、かび臭原因物質の発生など、良好な水質の水道供給はより困難な状況にある。

これらの問題に対して、各事業者は水質に関する調査を行い、きめ細かな水質管理を行うこと、浄水処理過程における管理の徹底、高度浄水処理の導入などにより、より良質な水の供給に努めている。

東京都における高度浄水処理の導入事例としては、令和5年3月31日現在、かび臭原因物質、アンモニア態窒素、トリハロメタン前駆物質、陰イオン界面活性剤等の除去を目的としたオゾン処理と生物活性炭吸着処理による施設が5施設（金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場、三園浄水場及び東村山浄水場（以上、東京都水道局））、ろ過のレベルアップを目的とした膜ろ過方式による施設が19施設（砧浄水場、砧下浄水所、深沢浄水所、大久野浄水所、御岳山浄水所、乙津浄水所、二俣尾浄水所、日向和田浄水所、成木浄水所、棚澤浄水所、ひむら浄水所、大丹波浄水所、小河内浄水所（以上、東京都水道局）、羽村市浄水場（羽村市）、北秋川浄水場（檜原村）、利島村浄水場（利島村）、茅場浄水場（三宅村）、御蔵島村浄水場（御蔵島村）、大賀郷浄水場（八丈町））稼働している。

また、式根島着水井（新島村）及び若郷浄水場（新島村）ではクリプトスポリジウム等の対策として紫外線照射装置が、沖村浄水場、扇浦浄水場（以上、小笠原村）では急速ろ過処理の前処理設備としてトリハロメタン低減を目的とした帯磁性イオン交換樹脂が稼働している。

## 2 東京都の水道行政

### (1) 上水道・簡易水道事業への指導・支援

#### ① 技術指導

東京都では、都知事認可の上水道事業及び簡易水道事業に対し、施設の維持管理や長期的

な施設整備計画などについて、事業ヒアリング、施設調査などを通して、それぞれの実情に応じた指導を行うなど技術的な支援を行っている。

また、法令改正に関する相談や水質管理、水道施設の耐震化やアセットマネジメント（施設管理）、水安全計画の策定などの事案に対する情報提供や対策方法などにおいても、水道事業者に助言・指導を行っている。

## ② 立入検査

水道事業者への指導監督については、地方分権一括法により、平成12年度から国と都道府県それぞれが、水道事業の規模に応じてその業務を実施することになっている。

東京都では、水質管理の複雑化・高度化、施設の老朽化やその更新など、水道事業に要求される技術水準、施設水準が年々高くなっていることを踏まえ、水道事業者に対する指導監督体制の一層の充実を図り、より安定した水道事業が進められるよう、水道法第39条に基づく報告の徴収及び立入検査を、都知事認可の全水道事業者に対して、平成16年度から実施している。

令和4年度は、都知事認可の全水道事業者に対して報告の徴収を実施するとともに、2事業者（武蔵野市、小笠原村）を対象に立入検査を実施した。

## ③ 簡易水道事業等への補助事業について

水道施設の整備について、簡易水道事業及び給水人口20,000人以下の上水道事業に対し、「東京都簡易水道事業等助成規則」に基づく補助（国庫併用、都単独）を実施しており、財政面からも支援している。

補助事業については、当初昭和27年の国からの通達を受け補助を行っていたが、昭和33年に現在の規則の前身である東京都簡易水道布設助成規則を制定し、その後改正等を行い現在に至っている。令和4年度は、10町村30事業に対して補助を行った。

簡易水道事業等の施設整備に対する補助を行うことにより、これらの地区の水不足の解消、水質の改善、災害に対する安全度の向上等を図り、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進とに寄与している。

令和4年度東京都簡易水道事業等補助一覧

町 村 名	令和4年度の事業内容
檜 原 村	配水管布設替、機器更新
大 島 町	老朽管更新、脱塩装置更新、機器更新
利 島 村	かん水井戸新設、排水管更新
新 島 村	装置更新
神津島村	配水池更新
三 宅 村	配水管更新、八重間新水源整備
御蔵島村	老朽管更新（第1期）（第2期）、機器更新
八 丈 町	大川浄水場改修、老朽管更新、導水管更新、取水施設更新、監視システム整備、大賀郷浄水場停電対策、機器更新
青ヶ島村	集水施設改良、機器新設、機器更新
小笠原村	配水管更新、配水管新設、母島管路更新、監視システム新設、機器更新、ダム改修

## (2) 専用水道への指導

東京都の専用水道は令和5年3月31日現在、382施設（国の施設は含まない。）で、このうち192施設（50.3%）が区部に、189施設（49.5%）が多摩地区（八王子市及び町田市を含む。）に、1施設（0.3%）が島しょ地区にある。

水源についてみると、東京都水道局を始めとする水道事業者からの水道水のみを水源として受水するものが194施設（区部：148、多摩地区：46）、地下水等の自己水源のみによるものが104施設（区部：9、多摩地区：94、島しょ地区：1）、自己水源と水道事業者からの受水を併用するものが84施設（区部：35、多摩地区：49）となっている。給水人口は約28万人で、これは都内全体の給水人口の約2%に当たる。

水道法に基づく専用水道の確認・報告の徴収・立入検査等の権限は、水道法の一部改正に伴い、区部については平成3年10月1日から各特別区長に、保健所設置市への移行に伴い、八王子市については平成19年4月1日から八王子市長に、町田市については平成23年4月1日から町田市長に、それぞれ移譲されている。多摩地区（八王子市及び町田市を除く。）及び島しょ地区については都知事から各都保健所長に委任されており、それぞれが指導監督に当たってきた。

しかし、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）が平成23年8月26日に成立したことに伴い、水道法が改正され、平成25年4月1日から専用水道、簡易専用水道の事務は、都から市へ移譲されることとなった。

また、法の改正の趣旨を踏まえ、飲用井戸等の衛生確保についても厚生労働省通知により、全ての市で実施することとなった。

これに対して、保健所設置市を除く24市（※）では、これまで権限を有する特別区及び保健所設置市と同等の監視指導体制が平成25年4月までに構築できないことから、これまでどおり都で事務を実施することで特別区や保健所設置市と衛生水準の均衡が維持されるよう、都への事務委託の要望があった。

そのため、都及び24市は、それぞれの議会に対して地方自治法第252条の2第3項に基づく事務手続により、当該事務を都に委託することについて、議決を経て規約を締結した。これにより、専用水道事務等について平成25年4月1日から都は事務委託を受託することになった。

(※) 立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市及び西東京市

## (3) 簡易専用水道への指導

貯水槽をもつ給水施設のうち、昭和52年6月の水道法の改正により、受水槽の有効容量20m<sup>3</sup>を超えるものが「簡易専用水道」として法律の規制を受けることとなり、昭和60年11月には、対象が有効容量10m<sup>3</sup>を超えるものに拡大され、現在に至っている。

令和5年3月31日現在、都内全体で23,571施設あり、このうち18,383施設（77.9%）が区部



に、5,148施設（21.7%）が多摩地区（八王子市及び町田市を含む。）に、40施設（0.2%）が島しょ地区にある。令和3年度に比べて都内全体で223施設減少した。

簡易専用水道では、水道法第34条の2第2項により、設置者が施設の衛生状態や図面・書類などの整備状況について年1回検査（以下「法定検査」という。）を受けなければならない。法定検査は、区部及び多摩地区では厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という。本誌巻末資料参照）により、島しょ地区では保健所により実施されている。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）の適用がある施設は、東京都健康安全研究センター広域監視部及び各保健所により行われている。

法定検査を受検した報告については、法による定めがないことから、都は、「水道法施行細則」に法定検査の受検報告規定を設け、設置者から保健所に法定検査の結果を報告するよう定め、施設の衛生管理の状況を確認している。

また、受検報告規定の実施に当たり、登録検査機関に対して、設置者への受検報告用紙の配布及び保健所への報告の代行を依頼された際の履行について協力を依頼している。

保健所は、設置者に対して、法定検査の受検指導や衛生管理についての知識の普及啓発を図っている。

#### （4） 小規模貯水槽水道等への指導

貯水槽水道のうち、水道法又は建築物衛生法の適用を受けないものを小規模貯水槽水道等という（個人住宅を除く。）。

令和5年3月31日現在、東京都全体で132,689施設あり、このうち116,559施設（87.8%）が区部に、16,029施設（12.1%）が多摩地区（八王子市、町田市を含む。）に、101施設（0.1%）が島しょ地区にある。令和3年度に比べて都内全体で1,442施設減少した。

施設数の減少している最も大きな要因としては、貯水槽を廃止し水道直結式に給水方式を改める施設の多いことが考えられる。

東京都は、公衆衛生上の見地から、昭和49年水道法適用外受水槽以下給水施設の汚染事故対策要綱を定めた後、昭和59年には新たに、小規模給水施設の衛生管理指導要綱を制定し、施設の実態調査及び施設の管理者に対する講習会を行うなど、衛生管理の向上を図ってきた。

そして、平成15年4月には、より一層の向上を図るために、届出制度や定期的な清掃の実施などについて規定した東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例を制定、施行した。

東京都は、条例に設けた報告規定により、設置者に対して管理状況の報告を年1回徴収するとともに、維持管理方法等を記載したリーフレットを定期的に配布している。

なお、八王子市及び町田市は、都と同様に条例を制定し指導を行っており、特別区は、各区で要綱を制定し、指導を行っている。

#### （5） 飲用に供する井戸等への指導

現在、我が国は、約98%の水道普及率である。しかしながら、水道が布設されていない、水道水よりもおいしい、費用が安いなどの理由から井戸水を飲用している施設がある。そこで、

東京都では、飲用水を供給する井戸等のうち、（４）小規模貯水槽水道等に該当せず、水道法又は建築物衛生法の適用を受けないものを「飲用に供する井戸等」として衛生確保のための指導を行っている。

令和５年３月３１日現在、多摩・島しょ地区（八王子市及び町田市を除く。）で東京都が管轄する飲用に供する井戸等は７３８施設あり、このうち６４施設（８．７％）が水道を布設せず井戸水のみを飲用している「専用井戸」である。令和３年度に比べて都管轄で２１施設減少した。

東京都は、テトラクロロエチレン等有機溶剤による地下水汚染が問題となったため、飲用する井戸水の衛生を危惧し、昭和６２年に飲用井戸等の衛生管理指導要綱を制定した。その後、水質基準の改正に伴い同要綱の一部を改正し、飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱を平成１６年４月１日に施行した。現在、この要綱に基づき、施設の実態調査や設置者に対する衛生指導を行っている。

なお、八王子市及び町田市は、東京都と同様に要綱を制定し、指導を行っており、特別区は、各区の実状に応じて指導を行っている。

## （６） 東京都水道水質管理計画

水道水質管理計画は、平成４年の水道水質基準の見直しに伴う項目の増加・検査技術の高度化に対応して、水道事業者が適正かつ計画的に水質検査等を実施するためなどの理由から、都道府県が策定することになった。そこで、東京都は、平成５年度に東京都水道水質管理計画を策定し、運用している（平成９年度、１６年度、２１年度及び令和５年度改正）。

東京都水道水質管理計画に定めている事項は、基本方針、水質検査に関する事項、水質監視に関する事項、連絡調整体制に関する基本指針、検査担当者の技術向上に関する計画及び精度管理の実施に関する計画等である。

都は、各水道事業者や専用水道の設置者に対し、適切な水質検査計画を作成するよう指導等を行っており、小規模な水道事業者等について、引き続き水質監視に関する検査の困難な場合に東京都が検査を実施するなど、適正かつ計画的に東京都の水道水質管理を行っている。

## （７） 水道水中の放射性物質等への対応

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災によって、福島第一原子力発電所が被災し、同月２２日に東京都水道局の金町浄水場で放射性ヨウ素が２１０ Bq/kg検出されるなど関東地方の水道にも放射性物質の影響が及んだ。このため、都内の水道事業者、自治体及び保健所では、都民などから寄せられる膨大な問合せへの対応等を行った。

東京都健康安全研究センターでは、文部科学省からの指示により水道蛇口水の放射性物質について、同年３月１８日から毎日のモニタリングを実施し、ホームページで結果を公表している。東京都水道局は、３月２２日から東京都立産業技術研究センター等に委託して金町、朝霞及び小作浄水場等の浄水の放射性物質の測定を開始した。８月１日からは、新たに測定機器を導入し、東京都水道局水質センターにおいて、浄水場の浄水の放射性物質の測定を開始した。多摩地区の武蔵野市、昭島市、羽村市及び檜原村では、３月２２日から２４日にかけて健康安全研究センターで各浄水場の浄水の放射性物質の緊急検査を実施し、その後は定期的な測定を開始した。

これらの測定結果については、各事業者がホームページ等で公表するとともに、都が取りまとめ厚生労働省に報告し、公表されている。



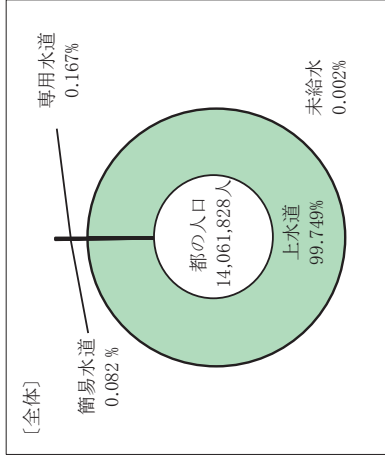
## II 各種統計數值



# 1 総括

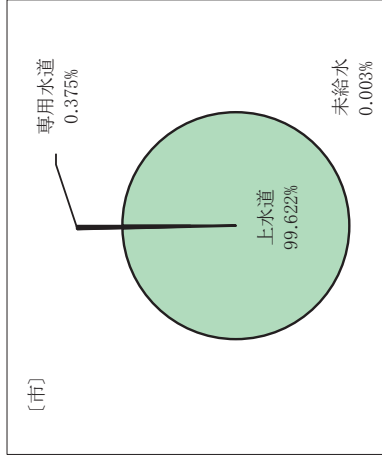
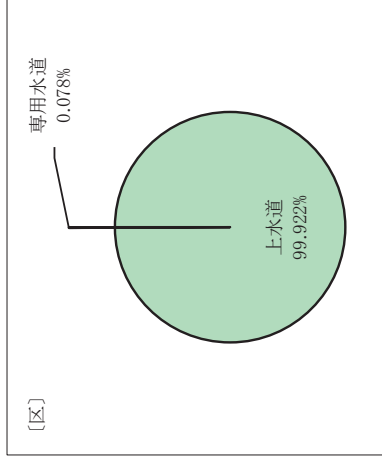
## (1) 水道種別事業数

区分	水道用水供給事業	上水道			簡易水道			合計
		都営	市町村営	計	都営	市町村営	計	
区	-	1	-	1	-	-	193	
市	-	-	3	3	-	-	189	
町	-	-	2	2	-	-	5	
村	-	-	-	-	8	8	9	
合計	-	1	5	6	-	8	396	



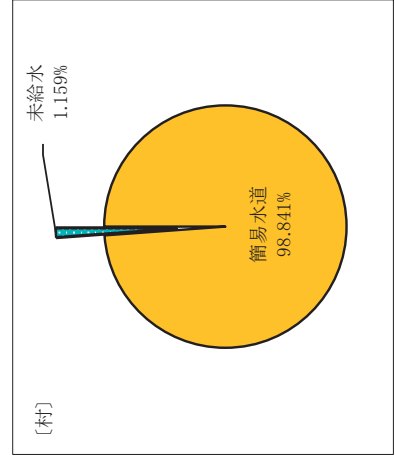
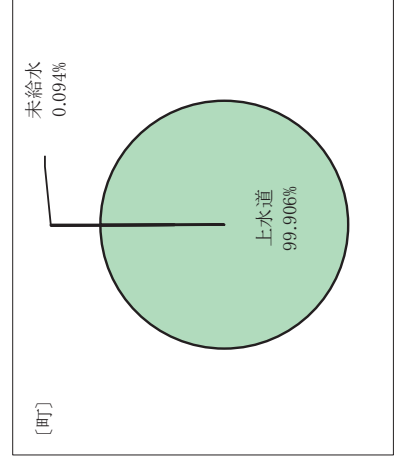
## (2) 水道種別計画給水人口

区分	上水道	専用水道		合計
		簡易水道	計	
区	13,830,000	-	13,830,000	13,851,146
市	331,800	-	331,800	446,286
町	22,580	-	22,580	27,129
村	-	16,280	16,280	16,280
合計	14,184,380	16,280	14,200,660	14,340,841



## (3) 水道種別現在給水人口と水道普及率

区分	行政区域内人口(A)	現在給水人口			水道普及率 B/A (%)
		上水道	簡易水道	専用水道	
区	9,748,492	9,740,911	-	7,581	100.0
市	4,235,376	4,219,343	-	13,586	99.9
町	66,310	66,248	-	-	99.9
村	11,650	-	11,515	-	98.8
合計	14,061,828	14,026,502	11,515	21,167	100.0

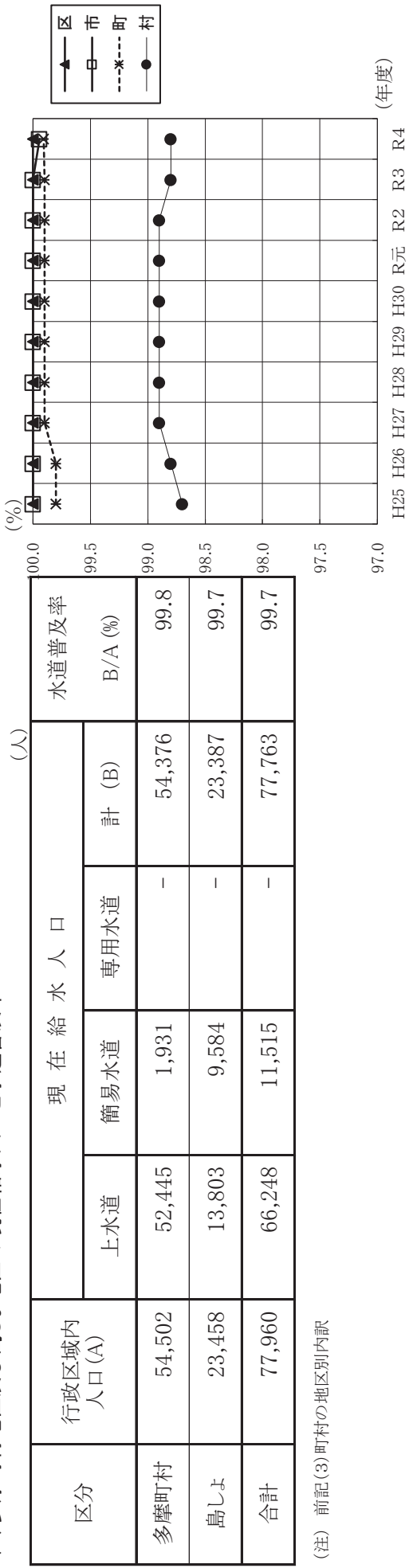


(注)

- この章において、専用水道には国の設置する専用水道は含まない。
- (1)、(2)については、東京都水道局は区に計上している。
- (2)、(3)において、専用水道は、水源が自己水源のみを計上している。

[水道種別現在給水人口の割合]

(4) 多摩町村地区及び島しょ地区の現在給水人口と水道普及率



(5) 水道普及率の推移

年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
区	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
町	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
村	98.7	98.8	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.8	98.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 水道普及率(%) = 現在給水人口(人) ÷ 行政区域内人口(人) × 100

## (6) 区市町村別水道普及状況(特別区)

区市町村名	行政区城内人口	上水道			簡易水道			専用水道				合計			水道普及率(%)
		事業数	計画給水人口	現在給水人口	事業数	計画給水人口	現在給水人口	自己水源のみによるもの		左記以外のもの		事業数(施設数)	計画給水人口	現在給水人口	
								施設数	確認時給水人口	現在給水人口	施設数				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭+⑮+⑯	⑰+⑱	
千代田区	67,934	...	67,934	-	-	-	-	-	-	12	63,915	250	12	67,934	100.0
中央区	174,272	...	174,272	-	-	-	-	-	-	1	883	158	1	174,272	100.0
港区	264,563	...	264,563	-	-	-	-	-	-	9	3,393	3,393	9	264,563	100.0
新宿区	351,119	1(1)	13,830,000	-	-	-	-	-	-	17	33,864	7,400	18(1)	13,830,000	100.0
文京区	243,493	...	243,493	-	-	-	-	-	-	10	-	-	10	243,493	100.0
台東区	217,147	...	217,147	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	217,147	100.0
墨田区	278,519	...	278,519	-	-	-	-	-	-	15	19,968	16,704	15	278,519	100.0
江東区	532,984	...	532,984	-	-	-	-	-	-	19	27,494	26,341	19	532,984	100.0
品川区	421,321	...	421,321	-	-	-	-	-	-	5	5,507	5,039	5	421,321	100.0
目黒区	285,257	...	285,257	-	-	-	-	-	-	1	9,842	-	1	285,257	100.0
大田区	743,683	...	743,683	-	-	-	-	-	-	5	5,670	2,053	5	743,683	100.0
世田谷区	939,112	...	939,112	-	-	-	-	-	-	5	14,405	4,936	5	939,112	100.0
渋谷区	243,100	...	243,100	-	-	-	-	-	-	10	24,818	2,335	10	243,100	100.0
中野区	345,013	...	344,919	-	-	-	1	94	94	1	-	-	2	345,013	100.0
杉並区	588,867	...	588,750	-	-	-	1	190	117	6	4,003	1,466	7	588,867	100.0
豊島区	303,866	...	303,866	-	-	-	-	-	-	1	1,632	652	1	303,866	100.0
北区	356,817	...	356,619	-	-	-	3	500	198	14	30,424	16,626	17	356,817	100.0
荒川区	218,278	...	218,278	-	-	-	-	-	-	1	696	265	1	218,278	100.0
板橋区	583,608	...	583,608	-	-	-	-	-	-	11	21,726	13,036	11	583,608	100.0
練馬区	751,474	...	744,302	-	-	-	4	20,362	7,172	6	15,951	7,204	10	751,474	100.0
足立区	694,588	...	694,588	-	-	-	-	-	-	26	42,297	24,462	26	694,588	100.0
葛飾区	454,070	...	454,070	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	454,070	100.0
江戸川区	689,407	...	689,407	-	-	-	-	-	-	8	18,628	8,984	8	689,407	100.0
区都合計	9,748,492	1(1)	13,830,000	9,740,911	-	-	9	21,146	7,581	183	345,116	141,304	193(1)	13,851,146	100.0

(注) ( )内の数字は都営水道を示す内数。また、都営水道の計画給水人口は上水道の新宿区に計上している。

## (7) 区市町村別水道普及状況(市)

(人)

区市町村名	行政区域内人口		上水道			簡易水道			専用水道						合計			水道普及率(%)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	自己水源のみによるもの			左記以外のもの			事業数(施設数)	計画給水人口	現在給水人口		
								事業数	計画給水人口	現在給水人口	施設数	確認時給水人口	現在給水人口				施設数	
八王子市	578,517	...	...	573,489	-	-	-	16	7,788	4,978	17	45,453	10,906	33	7,788	578,467	100.0	
立川市	184,694	...	...	184,694	-	-	-	1	250	-	9	61,035	20,139	10	250	184,694	100.0	
武蔵野市	148,196	1	151,000	148,046	-	-	-	5	13,539	150	2	77,800	-	8	164,539	148,196	100.0	
三鷹市	195,502	...	...	193,854	-	-	-	4	7,021	1,648	-	-	-	4	7,021	195,502	100.0	
青梅市	131,162	...	...	129,973	-	-	-	5	2,280	1,180	2	2,420	1,400	7	2,280	131,153	100.0	
府中市	262,038	...	...	262,018	-	-	-	5	13,494	20	7	18,026	4,735	12	13,494	262,038	100.0	
昭島市	114,279	1	120,800	114,006	-	-	-	5	5,522	272	2	7,374	6,652	8	126,322	114,278	100.0	
調布市	243,930	...	...	243,810	-	-	-	4	12,809	120	11	29,619	8,456	15	12,809	243,930	100.0	
町田市	432,897	...	...	432,879	-	-	-	2	-	-	12	98,973	42,693	14	...	432,879	100.0	
小金井市	127,360	...	...	127,279	-	-	-	3	11,952	81	-	-	-	3	11,952	127,360	100.0	
小平市	200,162	...	...	195,935	-	-	-	8	8,690	1,909	3	3,076	976	11	8,690	197,844	98.8	
日野市	190,623	...	...	190,327	-	-	-	8	599	296	5	3,966	3,086	13	599	190,623	100.0	
東村山市	151,935	...	...	151,442	-	-	-	4	1,841	493	4	5,030	3,641	8	1,841	151,935	100.0	
国分寺市	131,501	...	...	131,501	-	-	-	2	7,050	-	1	1,000	-	3	7,050	131,501	100.0	
国立市	76,809	...	...	76,809	-	-	-	3	2,950	-	2	10,926	4,070	5	2,950	76,809	100.0	
福生市	55,502	...	...	55,186	-	-	-	2	1,500	316	-	-	-	2	...	55,502	100.0	
狛江市	84,135	...	...	84,135	-	-	-	-	-	-	2	9,372	2,444	2	...	84,135	100.0	
東大和市	83,516	...	...	83,516	-	-	-	-	-	-	2	6,122	3,200	2	...	83,516	100.0	
清瀬市	75,975	...	...	75,970	-	-	-	4	2,085	5	2	6,380	2,680	6	2,085	75,975	100.0	
東久留米市	115,070	...	...	114,544	-	-	-	2	2,000	526	1	1,225	395	3	2,000	115,070	100.0	
武蔵村山市	70,077	...	...	69,897	-	-	-	2	1,245	180	-	-	-	2	1,245	70,077	100.0	
多摩市	146,452	...	...	145,040	-	-	-	3	1,739	1,412	2	1,323	700	5	1,739	146,452	100.0	
稲城市	94,586	...	...	94,586	-	-	-	-	-	-	2	4,276	1,753	2	...	94,586	100.0	
羽村市	54,386	1	60,000	54,335	-	-	-	-	-	-	2	7,900	2,900	3	60,000	54,335	99.9	
あきる野市	78,648	...	...	78,648	-	-	-	2	3,132	-	-	-	-	2	...	78,648	100.0	
西東京市	207,424	...	...	207,424	-	-	-	1	7,000	-	5	3,873	720	6	7,000	207,424	100.0	
市部合計	4,235,376	3	331,800	4,219,343	-	-	-	91	114,486	13,586	95	405,169	121,546	189	441,654	4,232,929	99.9	

(注) 都営水道(武蔵野市、昭島市、羽村市以外)の計画給水人口は、上水道の新宿区に計上している。

## (8) 区市町村別水道普及状況(町村)

区市町村名	区市町村別水道普及状況(町村)										水道普及率(%)			
	行政区域内人口		上水道			簡易水道			専用水道					
	①	②	事業数	計画給水人口	現在給水人口	事業数	計画給水人口	現在給水人口	施設数	確認時給水人口		現在給水人口	施設数	確認時給水人口
瑞穂町	31,299	...	...	...	31,299	-	-	-	1	2,841	-	-	-	-
日の出町	16,754	...	...	...	16,754	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奥多摩町	4,431	...	...	...	4,392	-	-	-	1	1,500	-	-	-	-
大島町	6,969	1	10,650	6,966	-	-	-	-	1	208	-	-	-	-
八丈町	6,857	1	11,930	6,837	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町部合計	66,310	2	22,580	66,248	-	-	-	-	3	4,549	-	-	-	-
檜原村	2,018	-	-	-	1,931	-	-	-	1	-	-	-	-	-
利島村	299	-	-	-	299	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	2,405	-	-	-	2,367	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	1,769	-	-	-	1,766	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	2,215	-	-	-	2,215	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	276	-	-	-	276	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青ヶ島村	146	-	-	-	146	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	2,522	-	-	-	2,515	-	-	-	-	-	-	-	-	-
村部合計	11,650	-	-	-	11,515	8	16,280	11,515	1	-	-	-	-	-
合計														
合計														
事業数(施設数)														
計画給水人口														
現在給水人口														
水道普及率(%)														

(注) 都営水道(瑞穂町、日の出町、奥多摩町)の計画給水人口は、上水道の新宿区に計上している。

## (9) 区市町村別水道普及状況(総計)

区市町村名	区市町村別水道普及状況(総計)										水道普及率(%)			
	行政区域内人口		上水道			簡易水道			専用水道					
	①	②	事業数	計画給水人口	現在給水人口	事業数	計画給水人口	現在給水人口	施設数	確認時給水人口		現在給水人口	施設数	確認時給水人口
区部計	9,748,492	1	13,830,000	9,740,911	-	-	-	-	9	21,146	7,581	183	345,116	141,304
市部計	4,235,376	3	331,800	4,219,343	-	-	-	-	91	114,486	13,586	95	405,169	121,546
町部計	66,310	2	22,580	66,248	-	-	-	-	3	4,549	-	-	-	-
村部計	11,650	-	-	-	11,515	8	16,280	11,515	1	-	-	-	-	-
総計	14,061,828	6	14,184,380	14,026,502	8	16,280	11,515	104	140,181	21,167	278	750,285	262,850	
合計														
合計														
事業数(施設数)														
計画給水人口														
現在給水人口														
水道普及率(%)														

## 2 上水道事業

### (1) 上水道一覧表

事業者名	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	料金収入 (千円)	建設事業費 (千円)	職員数 (人)	実績年間給水量 (千m <sup>3</sup> )	年間有収水量 (千m <sup>3</sup> )	有収率 (%)	現在施設能力 (m <sup>3</sup> )	実績一日最大 給水量 (m <sup>3</sup> )	実績一人一日 最大給水量 (ℓ)	給水契約数	水道台帳 番号
東京都(水道局)	13,830,000	13,696,312	276,662,234	105,453,659	3,639	1,511,984	1,446,718	95.7%	6,844,500	4,503,500	328	7,781,655	13-1
武蔵野市	151,000	148,046	2,981,656	453,383	24	16,391	16,200	98.8%	67,500	48,917	330	90,754	13-6
昭島市	120,800	114,006	1,362,465	636,585	30	12,673	12,201	96.3%	47,800	37,490	329	57,587	13-8
羽村市	60,000	54,335	899,919	453,531	13	6,511	5,764	88.5%	27,500	19,730	363	27,751	13-17
大島町	10,650	6,966	250,800	475,579	5	1,210	922	76.2%	7,450	7,035	1,010	5,213	13-33
八丈町	11,930	6,837	133,191	1,019,156	6	1,556	1,083	69.6%	9,600	5,681	831	6,778	13-35
計	14,184,380	14,026,502	282,290,265	108,491,893	3,717	1,550,325	1,482,888	95.7%	7,004,350	...	...	7,969,738	...

(注) 1 現在給水人口には、専用水道(自己水源のみ以外)を含む。

2 実績年間給水量……水道事業者の自己の給水区域に対する年間給水実績(分水を除く。)

3 年間有収水量……料金徴収の基礎となる水量

4 現在施設能力……4年度末現在の稼働しうる浄水能力(予備を含まない。)を基準とした。

### (2) 基本計画

事業者名	創設		基本				計画					
	認可年月	計画給水人口(人)	事業計画名	認可(届出)年月日	着工年月	竣工年月	事業費(千円)	目標年度	計画給水人口(人)	計画給水区域面積(km <sup>2</sup> )	計画一人一日最大給水量(ℓ)	計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> )
東京都(水道局)	明治23年7月	1,500,000	浄水方法の変更	令和4年3月28日	平成24年8月	令和7年3月	12,900,000	令和12年	13,830,000	1,239.23	383	5,300,000
武蔵野市	昭和26年12月	45,000	給水人口の増加	平成30年11月19日	平成20年5月	平成21年3月	120,173	令和4年	151,000	10.98	447	67,500
昭島市	昭和29年6月	20,000	第6期拡張	令和2年3月23日	平成30年8月	令和6年3月	10,336,796	令和5年	120,800	17.34	396	47,800
羽村市	昭和34年2月	12,000	第4次拡張(変更)	平成14年3月20日	平成14年4月	平成24年3月	2,803,910	平成23年	60,000	9.48	458	27,500
大島町	昭和49年7月	9,000	変更(譲り受け)	平成29年3月21日	-	-	-	平成30年	10,650	26.50	770	8,200
八丈町	昭和52年3月	11,930	浄水方法の変更	令和2年2月13日	令和2年4月	令和5年4月	938,177	令和11年	11,930	24.20	805	9,600

(注) 事業計画名は現在工事中の事業計画又は最近完了した事業計画



(3) 料金

事業者名	1 箇月当たり家庭用料金 (口径 13 mm)										検 査 針				料金徴収		
	基本水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本料金 (円/月)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )	量水器 使用料	現 行 施 行 年 月 日	現行料金 改定率%	料金体系	前 回 改 定 年 月 日	方 法	期 間 (箇月)	料 金 徴 収 期 間 (箇月)	払 込	口座振替	徴 収 方 法 (%)			
														集 金	その他		
東京都(水道局)	5	946	24	-	令和元年10月1日	2.0	口径別	平成26年4月1日	全部委託	2	2	26.1	53.5	-	20.4		
武蔵野市	5	926	24	-	令和元年10月1日	2.0	口径別	平成26年4月1日	全部委託	2	2	25.8	45.3	-	28.9		
昭島市	10	528	110	-	令和元年10月1日	2.0	口径別	平成26年4月1日	全部委託	2	2	35.0	68.0	-	-		
羽村市	-	572	33	-	令和元年10月1日	2.0	口径別	平成26年4月1日	全部委託	2	2	24.1	75.9	-	-		
大島町	5	1,067	181	-	令和4年6月1日	15.1	口径別	令和元年10月1日	全部委託	2	1	23.3	69.2	7.5	-		
八丈町	-	-	121	418	令和元年10月1日	2.0	口径別	平成26年4月1日	全部委託	1	1	28.2	71.8	-	-		

(注) 基本料金及び超過料金、量水器使用料には、消費税を含む。

(4) 水道料金の推移

年度 事業者名	家庭用13mm 10m <sup>3</sup> 当り/月(円)										
	H25以前	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
東京都(水道局)	17.1.1 1,018	4.1 1,047					10.1 1,067				1,067
武蔵野市	23.4.1 999	4.1 1,028					10.1 1,047				1,047
昭島市	17.3.25 504	6.1 518					10.1 528				528
羽村市	14.4.1 546	4.1 885					10.1 902				902
大島町	21.6.1 1,365	4.1 1,404	6.1	1,690			10.1 1,721				6.1 1,974
八丈町	23.4.1 1,554	4.1 1,598					10.1 1,628				1,628
平 均	998	1,080	1,080	1,128	1,128	1,128	1,149	1,149	1,149	1,149	1,191

(5) 普及状況

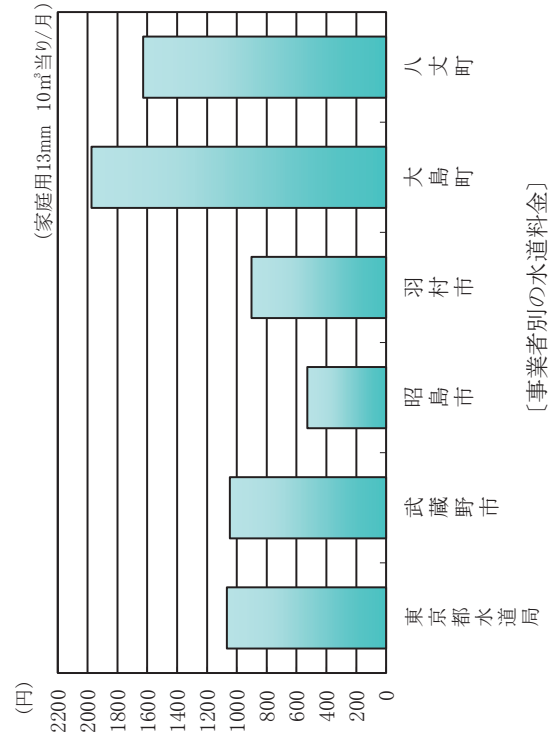
事業者名	人口					世帯数				面積 (km <sup>2</sup> )		
	行政区域内	給水区域内	計画給水	現在給水	人口B(人)	給水普及率	行政区域内	給水区域内	現在給水	世帯普及率	計画給水	現在給水
	人口(人)	人口A(人)	人口(人)	人口(人)	人口B(人)	B/A(%)	世帯数(世帯)	世帯数C(世帯)	世帯数D(世帯)	D/C(%)	区域面積	区域面積
東京都(水道局)	13,719,491	13,696,368	13,830,000	13,696,312	13,696,312	100.0	7,213,986	7,213,953	7,213,926	100.0	1,239.23	1,239.23
武蔵野市	148,196	148,046	151,000	148,046	148,046	100.0	78,695	78,695	78,695	100.0	10.98	10.98
昭島市	114,279	114,007	120,800	114,006	114,006	100.0	56,423	56,423	56,422	100.0	17.34	17.34
羽村市	54,386	54,335	60,000	54,335	54,335	100.0	26,382	26,351	26,351	100.0	9.48	9.48
大島町	6,969	6,966	10,650	6,966	6,966	100.0	4,285	4,282	4,282	100.0	26.50	26.50
八丈町	6,857	6,857	11,930	6,837	6,837	99.7	4,124	4,124	4,108	99.6	24.20	21.05
計	14,050,178	14,026,579	14,184,380	14,026,502	14,026,502	100.0	7,383,895	7,383,828	7,383,784	100.0	1,327.73	1,324.58

(注) 1 給水区域内人口には、専用水道(自己水源のみ)を含まない。  
 2 現在給水人口には、専用水道(自己水源のみ以外)を含む。

(6) 給水普及率の推移

事業者名	年度	%															
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4						
東京都(水道局)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
武蔵野市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昭島市	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
羽村市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大島町	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八丈町	100.0	100.0	100.0	100.0	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 給水普及率(%): 現在給水人口(人) ÷ 給水区域内人口(人) × 100



[事業者別の水道料金]

(7) 貯水施設

貯水施設名 (水系)	事業者名	目的	工期	流域面積 (km <sup>2</sup> )	標高(m) (上)H.W.L. (中)L.W.L. (下)堤頂	ダム				貯水池			最大取水量 (m <sup>3</sup> /sec)		
						型式	堤体積 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤頂幅 (m)	敷幅 (m)	満水面積 (km <sup>2</sup> )		水深 (上)総水深 (下)有効水深 (m)	貯水量 (上)総貯水量 (下)有効貯水量 (m <sup>3</sup> )
小河内貯水池 (多摩川水系・多摩川)	東京都	水道 発電	昭13～昭32 (昭18～23 は中断)	262.88	526.5 425.0 530.0	重力式 コンクリート ダム	1,675,680	149.0	353.0	12.6	131.1	4.25	142.5 101.5	189,100,000 185,400,000	水道 発電 47.0 21.5
村山上貯水池	東京都	水道	大6～大13	1.34	116.4 105.0 118.6	心壁式 アース ダム	333,000	24.2	318.2	6.8	163.6	0.41	16.1 11.4	3,321,000 2,983,000	12.5
村山下貯水池	東京都	水道	大5～昭2	2.01	103.4 85.4 107.5	心壁式 アース ダム	1,208,000	34.5	610.0	10.7	177.2	1.11	20.9 18.0	12,148,000 11,843,000	40.0
山口貯水池	東京都	水道	昭2～昭9	7.18	115.9 95.9 119.9	心壁式 アース ダム	2,372,000	33.9	716.0	11.1	283.8	1.89	26.2 20.0	20,649,000 19,528,000	31.8

(8) 取水施設

事業者名	計画一日最大取水量 (m <sup>3</sup> )										地下水本数(本)			
	地表水					地下水					合計	浅井戸	深井戸	
	ダム直接	ダム放流	湖水	自 流	伏流水	浅井戸	深井戸	原水受水	その他	小 計				浄水受水
東京都(水道局)	-	5,673,000	-	1,168,000	249,000	24,000	259,000	230,000	-	7,603,000	-	7,603,000	10	241
武蔵野市	-	-	-	-	-	-	40,500	-	-	40,500	27,000	67,500	-	27
昭島市	-	-	-	-	-	-	47,800	-	-	47,800	-	47,800	-	20
羽村市	-	-	-	-	-	30,000	-	-	-	30,000	-	30,000	4	-
大島町	-	-	-	-	-	8,030	-	-	710	8,740	-	8,740	17	-
八丈町	-	-	-	2,030	-	-	4,230	-	3,910	10,170	-	10,170	-	14
計	-	5,673,000	-	1,170,030	249,000	62,030	351,530	230,000	4,620	7,740,210	27,000	7,767,210	31	302

(注) 1 ダム直接……ダム等から直接導水路等により取水を行っている形態のもの  
 2 ダム放流……水源をダム等に依存し、下流で取水を行っている形態のもの  
 3 湖水……天然湖等の貯水池から直接取水を行っている形態のもの  
 4 自 流……上記1～3以外の河川水の取水を行っている形態のもの  
 5 伏流水……河床、湖床またはその附近を潜流している水を埋きよ等により取水を行っている形態のもの

6 浅井戸……自然水面を有し第一不透水層に達するまでの井戸(浅井戸)から取水する形態のもの  
 7 深井戸……第一不透水層以下の水を集水する井戸(深井戸)から取水する形態のもの  
 8 原水受水……用水供給または分水を受ける原水  
 9 その他……湧水、天水(雨水)等  
 10 浄水受水……用水供給または分水を受ける浄水量

(9) 主要構造物

事業者名	浄水施設																			
	取水施設				普通沈でん池				薬品沈でん池				傾斜板沈でん池				高速凝集沈でん池			
	常用池数	予備池数	計画処理量 (m³/日)	有効容量 (m³)	常用池数	予備池数	計画処理量 (m³/日)	有効容量 (m³)	常用池数	予備池数	計画処理量 (m³/日)	有効容量 (m³)	常用池数	予備池数	計画処理量 (m³/日)	有効容量 (m³)	常用池数	予備池数	計画処理量 (m³/日)	有効容量 (m³)
東京都(水道局)	21	-	-	35,510	52	386,470	3	40	31	50	3,389,000	428,254	32	-	1,779,420	99,685	31	-	1,635,000	165,171
武蔵野市	-	-	-	-	2	40,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
昭島市	-	-	-	-	3	47,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
羽村市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大島町	-	-	-	-	3	3,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	-	-	-	-	8	3,711	-	-	-	6	3,234	814	-	-	-	-	-	-	-	-
計	21	-	-	35,510	68	482,181	3	40	31	56	3,392,234	429,068	32	-	1,779,420	99,685	31	-	1,635,000	165,171

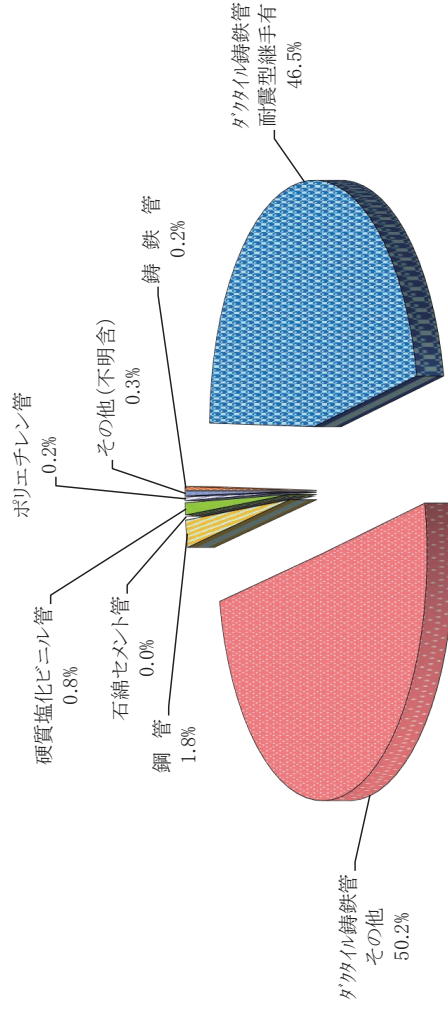
事業者名	浄水施設																													
	緩速ろ過池						急速ろ過池						膜ろ過						浄水池						配水池					
	常用池数	予備池数	計画処理量 (m³/日)	ろ過面積 (m²)	ろ過速度 (m/日)	ろ過速度 (m/日)	常用池数	予備池数	計画処理量 (m³/日)	ろ過面積 (m²)	ろ過速度 (m/日)	ろ過速度 (m/日)	常用池数	予備池数	系列数	系列数	計画処理量 (m³/日)	池数	有効容量 (m³)	池数	有効容量 (m³)	池数	有効容量 (m³)	池数	有効容量 (m³)	池数	有効容量 (m³)	池数	有効容量 (m³)	
東京都(水道局)	41	-	521,112	115,665	4.5	4.5	460	-	8,733,454	58,894	148.3	148.3	45	-	-	100,661	13	5,124	159	1,014,896	31	244	2,153,878	31	244	2,153,878	31	118,400	153	
武蔵野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	16,715	-	-	-	-	-	2
昭島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	31,720	-	-	-	-	-	-	
羽村市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	-	27,500	1	1,630	-	-	-	1	1	3,450	3	11,280	2	-	-	
大島町	-	-	-	-	-	-	1	1	670	6	109	109	9	-	-	4,850	3	290	3	840	1	23	6,065	-	-	-	-	-	-	
八丈町	-	-	-	-	-	-	6	-	2,979	28	106.4	106.4	3	1	1	2,910	9	1,264	18	4,680	4	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	41	-	521,112	115,665	4.5	4.5	467	1	8,737,103	58,928	-	-	75	1	1	135,921	26	8,308	180	1,020,416	37	288	2,211,828	34	288	2,211,828	34	129,680	157	

(10) 管路布設状況

事業者名	管路総延長 (m)	管路別延長			管種別延長							消火栓数(基)		
		導水管 (m)	送水管 (m)	配水管 (m)	铸铁管 (m)	ダクタイル铸铁管 耐震型継手有 (m)	ダクタイル铸铁管 その他 (m)	鋼管 (m)	石棉セメント管 (m)	硬質塩化ビニル管 (m)	ポリエチレン管 (m)	その他(不明含) (m)	地上	地下
東京都(水道局)	28,355,279	245,043	643,932	27,466,304	19,046	13,482,751	14,255,905	479,374	11	28,804	8,400	80,988	338	133,467
武蔵野市	298,922	16,546	2,156	280,220	9,929	145,503	112,492	858	-	24,799	161	5,180	2	960
昭島市	278,294	10,152	2,807	265,335	8,139	97,243	167,862	631	-	693	3,657	69	6	1,496
羽村市	199,739	896	7,679	191,164	24,677	12,790	131,430	125	1,355	28,993	333	36	583	135
大島町	218,459	18,562	32,280	167,617	8,151	6,897	97,571	7,754	-	91,803	6,144	139	11	184
八丈町	223,084	23,696	24,751	174,637	-	970	73,495	36,450	-	58,036	53,505	628	70	248
計	29,573,777	314,895	713,605	28,545,277	69,942	13,746,154	14,838,755	525,192	1,366	233,128	72,200	87,040	1,010	136,490

(11) 災害時用確保水量

項目	飲料水・生活用水			緊急用貯水槽等	
	配水池等 (時間)	井戸 (m³/時間)	水道事業者設置 (m³)	水道事業者管理 (m³)	自治体設置 (m³)
事業者名					自治体管理
東京都(水道局)	15	-	-	84,040	-
武蔵野市	2.5	996	-	-	-
昭島市	15.9	432	10,150	-	573
羽村市	14.2	-	-	-	-
大島町	0.7	-	-	-	450
八丈町	-	176	-	-	-

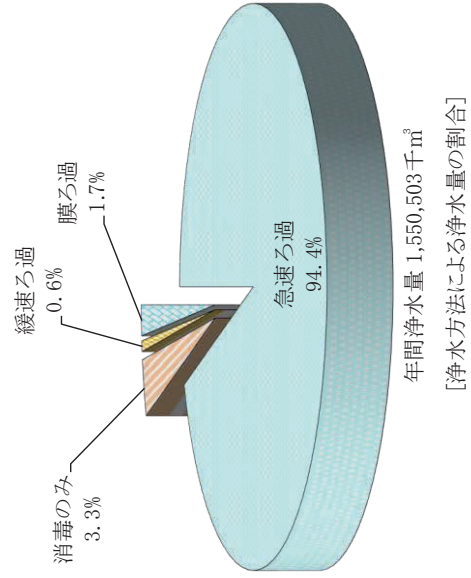
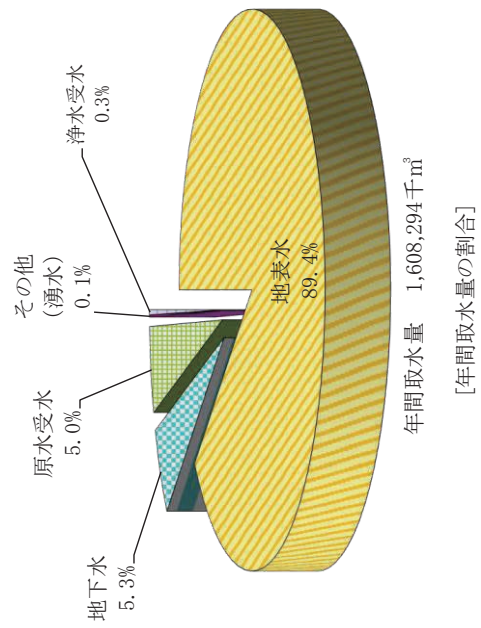


(12) 取水量と浄水量

事業者名	年間取水				水量				年間浄水量				(千㎡)		
	地表水		地下水		原水受水	その他(湧水)	小計	浄水受水	合計	消毒のみ	緩速ろ過	急速ろ過		膜ろ過	合計
	ダム放流	自流(表流水)	伏流水	浅井戸											
東京都(水道局)	1,178,497	258,463	25,397	1,805	24,827	80,036	-	1,569,025	-	1,569,025	24,827	9,417	1,462,589	19,821	1,516,654
武蔵野市	-	-	-	-	11,722	-	-	4,670	16,392	11,722	-	-	-	-	11,722
昭島市	-	-	-	-	12,673	-	-	-	12,673	12,673	-	-	-	-	12,673
羽村市	-	-	-	6,754	-	-	-	-	6,754	6,754	-	-	-	6,622	6,622
大島町	-	-	-	1,202	-	-	217	-	1,419	1,419	1,015	-	196	-	1,211
八丈町	-	554	-	-	199	-	1,278	-	2,031	2,031	322	-	703	596	1,621
計	1,178,497	259,017	25,397	9,761	49,421	80,036	1,495	1,603,624	4,670	1,608,294	50,559	9,417	1,463,488	27,039	1,550,503

- (注) 1 ダム放流・・・水源をダム等に依存し、下流で取水を行っている形態のもの  
 2 自 流・・・上記1～3以外の河川水の取水を行っている形態のもの  
 3 伏 流・・・河床、湖床またはその附近を潜流している水を埋きよ等により取水を行っている形態のもの  
 4 浅井戸・・・自然水面を有し第一不透水層に達するまでの井戸から取水する形態のもの

- 5 深井戸・・・第一不透水層以下の水を集水する井戸から取水する形態のもの  
 6 原水受水・・・用水供給または分水を受ける原水量  
 7 浄水受水・・・用水供給または分水を受ける浄水量



(13) 給水量の分析1 (年間給水量と分水量・有効率推移)

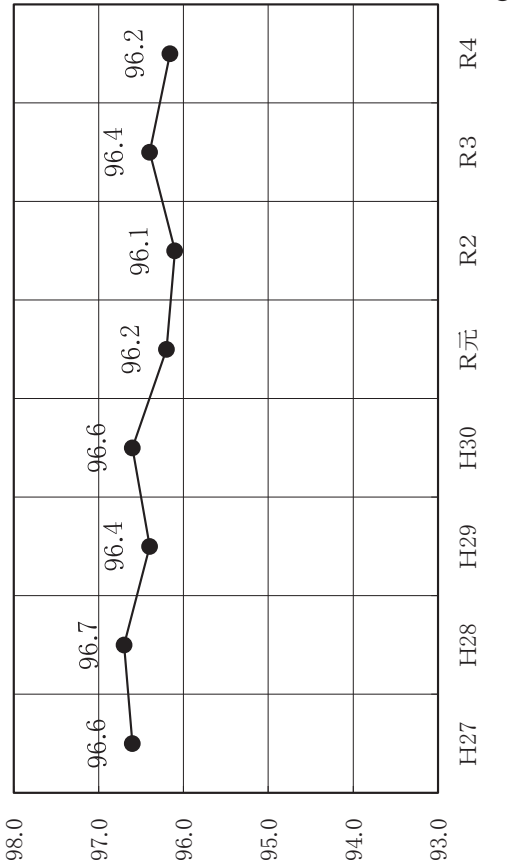
事業者名	年間給水量					年間分水量					年間給水量+ 年間分水量 ①+④
	年間給水量 ①=②+③	有効水量 ②	内訳		無効水量 ③	有効水量 ⑤	内訳		無効水量 ⑥		
			有収水量	無収水量			有収水量	無収水量			
東京都(水道局)	1,511,984	1,453,889	1,446,718	7,171	58,095	4,670	4,670	-	-	1,516,654	
武蔵野市	16,391	16,346	16,200	146	45	-	-	-	-	16,391	
昭島市	12,673	12,473	12,201	272	200	-	-	-	-	12,673	
羽村市	6,511	5,966	5,764	202	545	-	-	-	-	6,511	
大島町	1,210	982	922	60	228	-	-	-	-	1,210	
八丈町	1,556	1,114	1,083	31	442	-	-	-	-	1,556	
計	1,550,325	1,490,770	1,482,888	7,882	59,555	4,670	4,670	-	-	1,554,995	

(千m<sup>3</sup>)

(注)

- 1 年間給水量：水道事業者の自己の給水区域に対する年間給水実績(分水量を除く。)
- 2 有効水量：有収水量+無収水量
- 3 有収水量：料金徴収の基礎となった水量で計量せん又はメータにより計算した実使用水量
- 4 無収水量：管洗浄用、公衆便所用、公衆飲料用、消火用等の水量及びメータ不感水量など  
のうち料金その他の収入が全くない水量(「有効無収水量」ともいう。)
- 5 無効水量：配水管及びメータより上流の給水管の漏水量並びに調定減額した水量

(%)



[有効率の推移]

(年度)

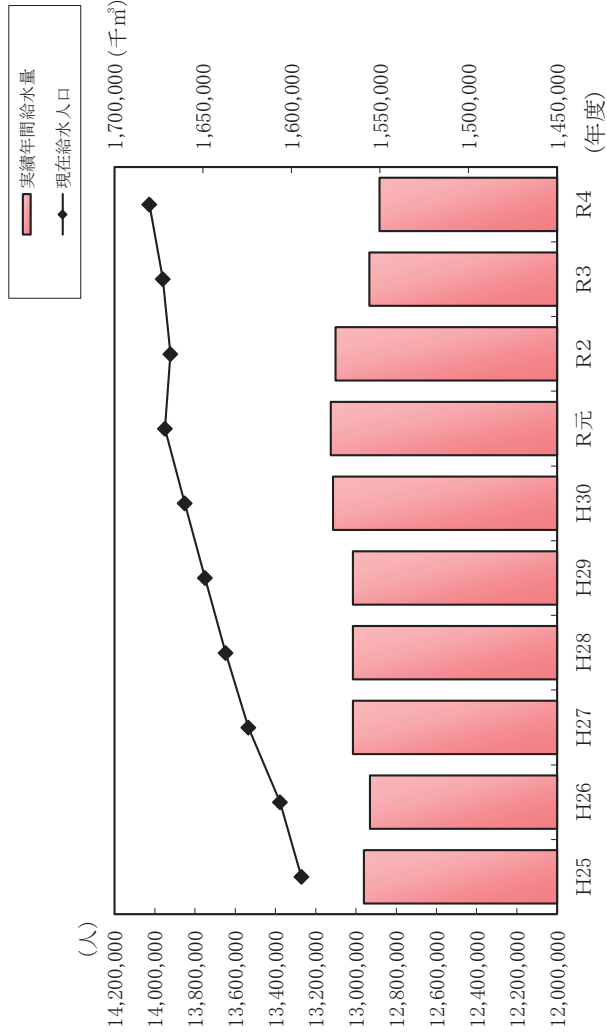
(14) 給水量の分析2

事業者名	一日当たり給水量												
	計画一日最大給水量(m <sup>3</sup> )	同左分水内数(m <sup>3</sup> )	実績一日最大給水量(m <sup>3</sup> )	同左分水内数(m <sup>3</sup> )	一日最大給水量の月日	一日平均給水量(m <sup>3</sup> )	同左分水内数(m <sup>3</sup> )	有効水量(m <sup>3</sup> )	同左分水内数(m <sup>3</sup> )	有収水量(m <sup>3</sup> )	同左分水内数(m <sup>3</sup> )	一人一日最大給水量(ℓ)	一人一日平均給水量(ℓ)
東京都(水道局)	5,300,000	10,000	4,503,500	15,100	6月29日	4,155,216	12,795	3,996,052	12,795	3,976,405	12,795	328	302
武蔵野市	67,500	-	48,917	-	6月26日	44,907	-	44,784	-	44,384	-	330	303
昭島市	47,800	-	37,490	-	6月27日	34,721	-	34,173	-	33,427	-	329	305
羽村市	27,500	-	19,730	-	9月25日	17,888	-	16,345	-	15,792	-	363	328
大島町	8,200	-	7,035	-	3月4日	3,315	-	2,690	-	2,526	-	1,010	476
八丈町	9,600	-	5,681	-	8月29日	4,263	-	3,052	-	2,967	-	831	624
計	5,460,600	10,000	...	15,100	...	...	12,795	4,097,096	12,795	4,075,501	12,795	...	...

(注) この表の給水量には分水水量を含む。

(15) 給水人口

年度	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	実績年間給水量(千m <sup>3</sup> )	実績年間有収水量(千m <sup>3</sup> )
H25	13,271,120	13,342,750	1,559,142	1,506,451
H26	13,376,516	13,354,550	1,555,722	1,490,469
H27	13,534,493	13,531,550	1,565,331	1,499,299
H28	13,647,092	13,531,550	1,565,350	1,502,314
H29	13,750,775	13,531,550	1,565,350	1,502,314
H30	13,851,680	13,544,380	1,576,584	1,514,572
R元	13,949,512	13,544,380	1,577,857	1,511,504
R2	13,922,255	13,544,380	1,575,168	1,506,901
R3	13,959,443	14,184,380	1,556,070	1,493,348
R4	14,026,502	14,184,380	1,550,325	1,482,888



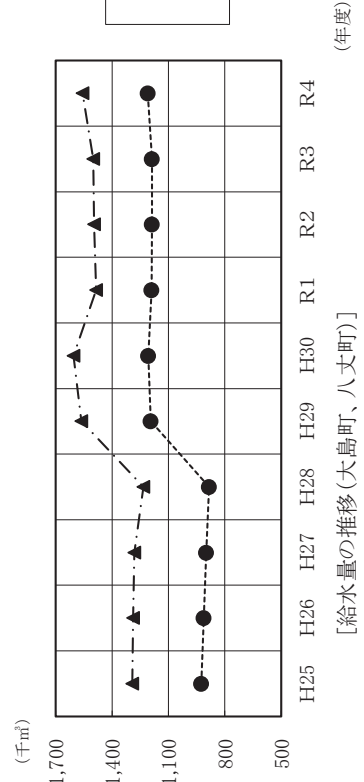
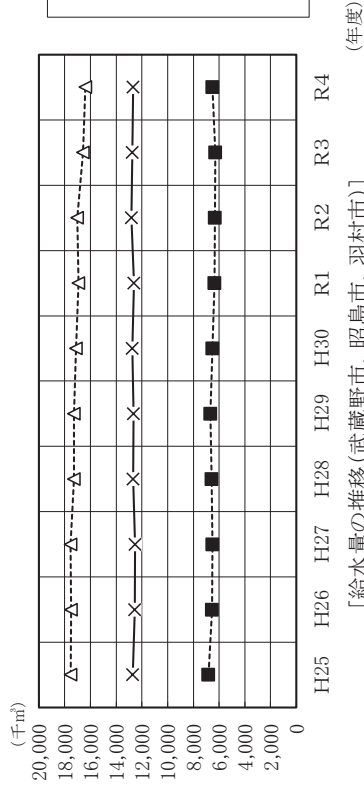
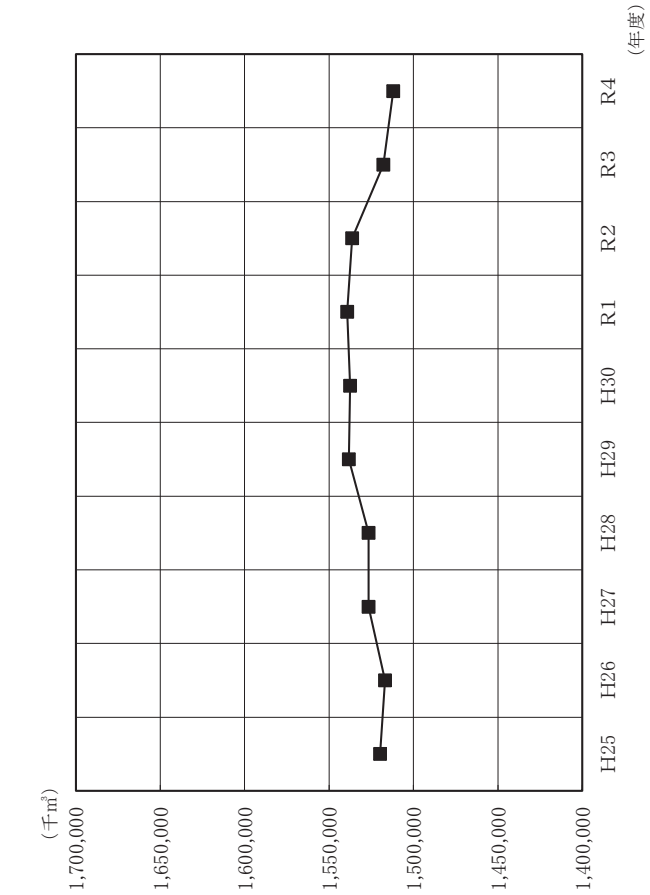


(16) 年度別給水量の推移

事業者名	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
東京都(水道局)		1,519,863	1,516,900	1,526,551	1,526,693	1,538,223	1,537,434	1,539,283	1,536,341	1,517,774	1,511,984
武蔵野市		17,528	17,512	17,541	17,283	17,262	17,102	16,915	17,009	16,586	16,391
昭島市		12,711	12,564	12,529	12,684	12,643	12,732	12,615	12,814	12,728	12,673
羽村市		6,821	6,546	6,530	6,573	6,690	6,504	6,370	6,321	6,294	6,511
大島町		926	912	898	884	1,195	1,207	1,190	1,187	1,188	1,210
八丈町		1,293	1,288	1,282	1,233	1,563	1,605	1,484	1,496	1,500	1,556
計		1,559,142	1,555,722	1,565,331	1,565,350	1,577,576	1,576,584	1,577,857	1,575,168	1,556,070	1,550,325

(千m<sup>3</sup>)

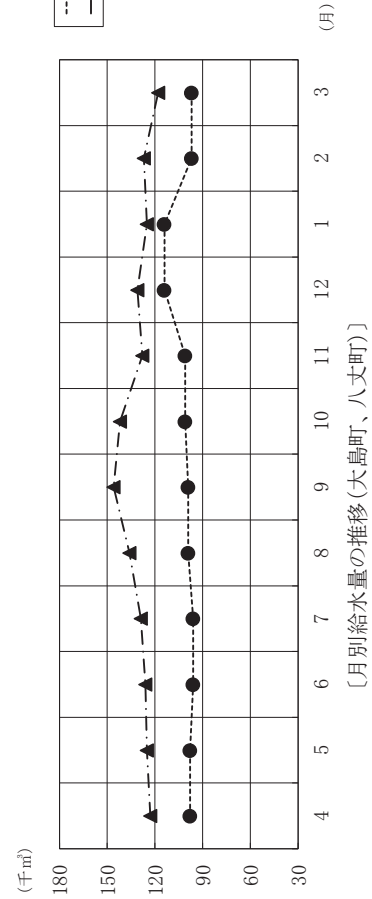
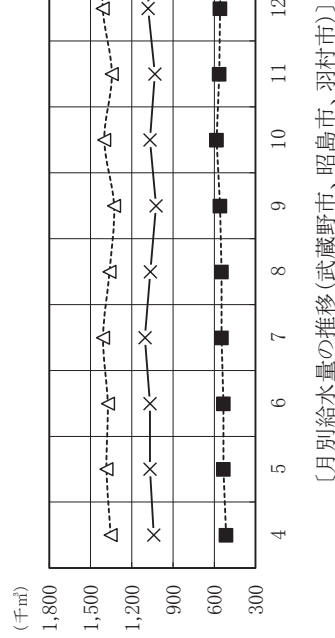
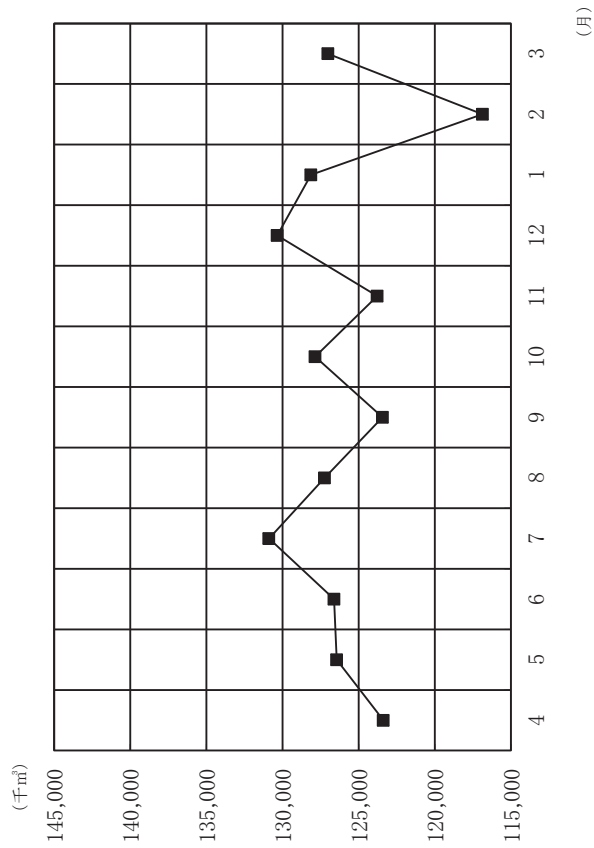
(注) 大島町水道事業は、平成29年4月より南部地区簡易水道事業を統合した。  
 (注) 八丈町水道事業は、平成29年4月より坂上地区簡易水道事業を統合した。



(17) 月別給水量の推移

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
事業者名													
東京都(水道局)	123,372	126,432	126,620	130,886	127,242	123,425	127,850	123,780	130,360	128,141	116,869	127,007	1,511,984
武蔵野市	1,354	1,384	1,375	1,409	1,362	1,329	1,400	1,345	1,411	1,391	1,264	1,367	16,391
昭島市	1,040	1,069	1,067	1,105	1,065	1,024	1,069	1,033	1,081	1,063	979	1,078	12,673
羽村市	515	533	532	548	548	559	583	563	557	545	492	536	6,511
大島町	98	98	96	96	99	99	101	101	114	114	97	97	1,210
八丈町	123	125	126	129	136	146	142	128	131	125	127	118	1,556
計	126,502	129,641	129,816	134,173	130,452	126,582	131,145	126,950	133,654	131,379	119,828	130,203	1,550,325

(千m<sup>3</sup>)

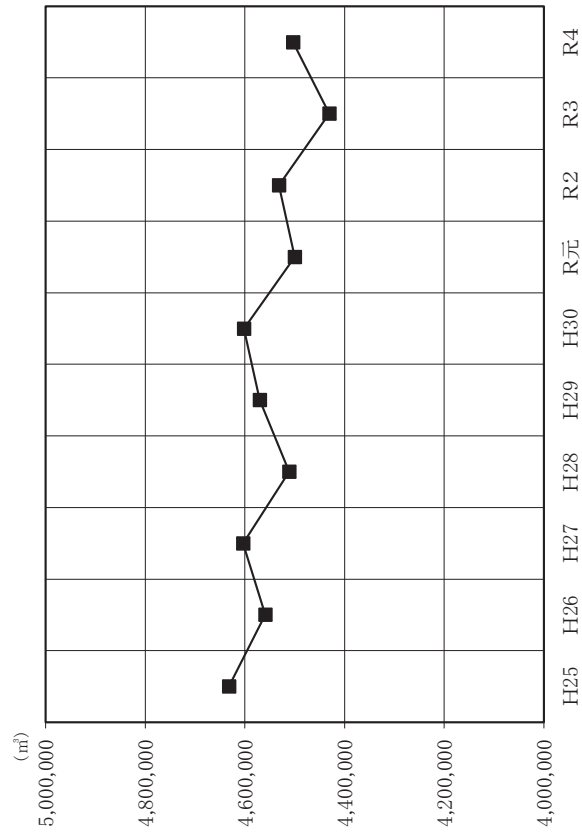


(18) 一日最大給水量の推移

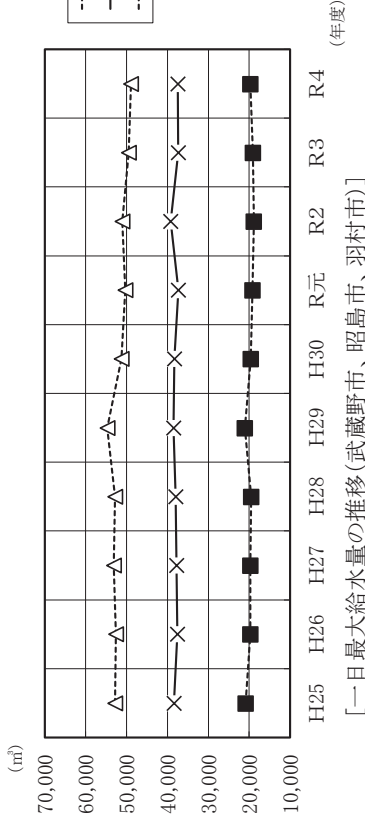
(m<sup>3</sup>/日)

年度 事業者名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
東京都(水道局)	4,632,200	4,559,600	4,604,000	4,511,000	4,570,300	4,602,000	4,500,500	4,531,800	4,430,800	4,503,500
武蔵野市	52,801	52,577	53,097	52,870	54,741	51,212	50,339	51,090	49,539	48,917
昭島市	38,470	37,540	37,800	38,030	38,500	38,290	37,330	39,210	37,370	37,490
羽村市	20,850	19,700	19,720	19,570	21,060	19,600	19,180	18,850	19,100	19,730
大島町	4,861	4,647	4,944	4,950	6,664	6,619	6,338	6,749	6,868	7,035
八丈町	4,934	4,584	4,736	4,154	5,888	5,515	4,747	5,461	4,926	5,681

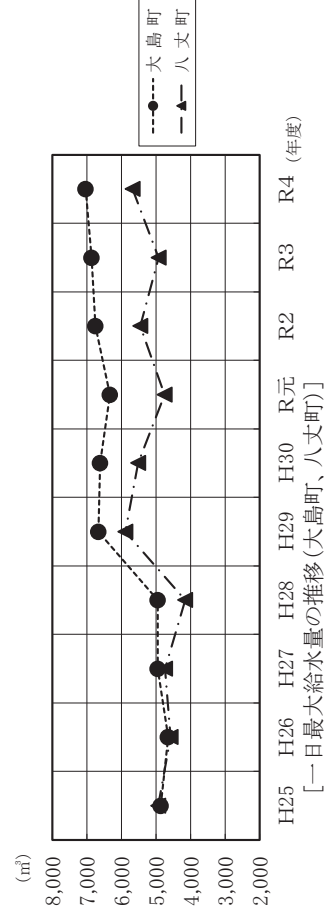
(注) 大島町水道事業は、平成29年4月より南部地区簡易水道事業を統合した。  
 (注) 八丈町水道事業は、平成29年4月より坂上地区簡易水道事業を統合した。



【一日最大給水量の推移(都水道局)】



【一日最大給水量の推移(武蔵野市、昭島市、羽村市)】

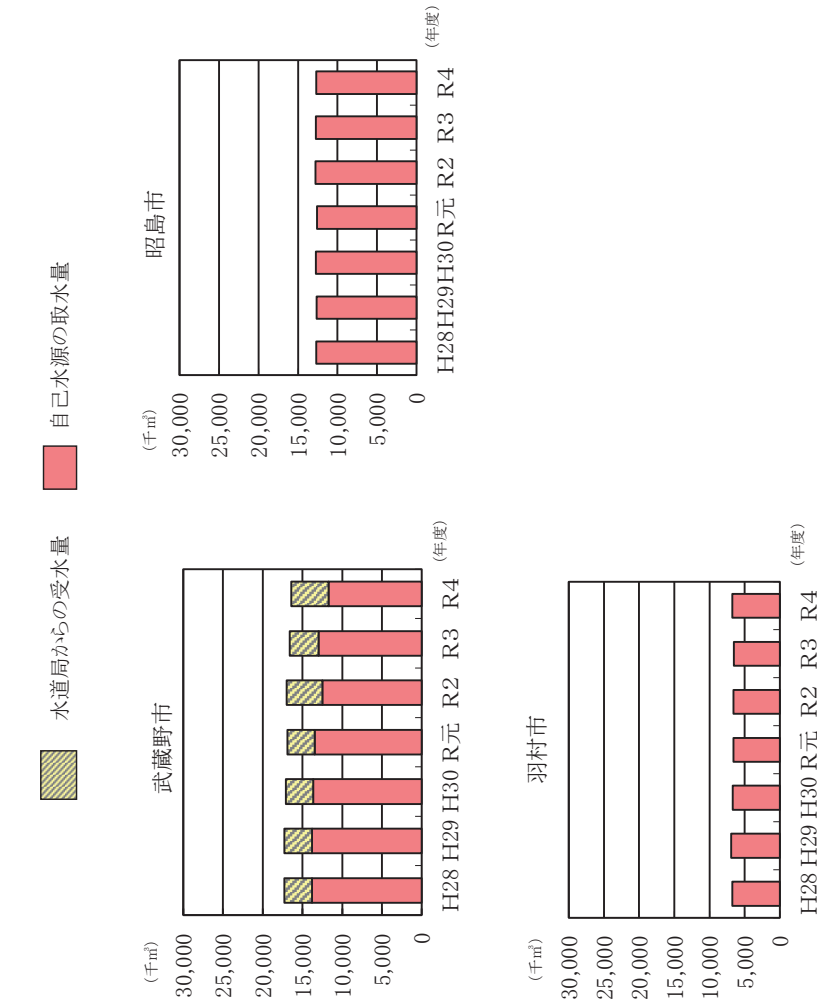


【一日最大給水量の推移(大島町、八丈町)】

(19) 都知事認可水道事業者の年間取水量及び分水量の比率の経年変化

事業者名	年度	(千㎡)					
		年間取水量 A	水道局から の受水量B	B/A(%)	自己水源 の取水量C	C/A(%)	比率(注)
武蔵野市	H28	17,283	3,480	20.1	13,803	79.9	100.0
	H29	17,262	3,482	20.2	13,780	79.8	99.8
	H30	17,102	3,462	20.2	13,640	79.8	98.8
	R元	16,915	3,453	20.4	13,462	79.6	97.5
	R2	17,009	4,531	26.6	12,478	73.4	90.4
	R3	16,586	3,617	21.8	12,969	78.2	94.0
	R4	16,392	4,670	28.5	11,722	71.5	84.9
昭島市	H28	12,684	-	-	12,684	100.0	100.0
	H29	12,644	-	-	12,644	100.0	99.7
	H30	12,732	-	-	12,732	100.0	100.4
	R元	12,615	-	-	12,615	100.0	99.5
	R2	12,814	-	-	12,814	100.0	101.0
	R3	12,728	-	-	12,728	100.0	100.3
	R4	12,673	-	-	12,673	100.0	99.9
羽村市	H28	6,777	-	-	6,777	100.0	100.0
	H29	6,898	-	-	6,898	100.0	101.8
	H30	6,703	-	-	6,703	100.0	98.9
	R元	6,573	-	-	6,573	100.0	97.0
	R2	6,584	-	-	6,584	100.0	97.2
	R3	6,584	-	-	6,565	99.7	96.9
	R4	6,754	-	-	6,754	100.0	99.7

(注)比率・平成28年度の実績を100.0とした場合の比率

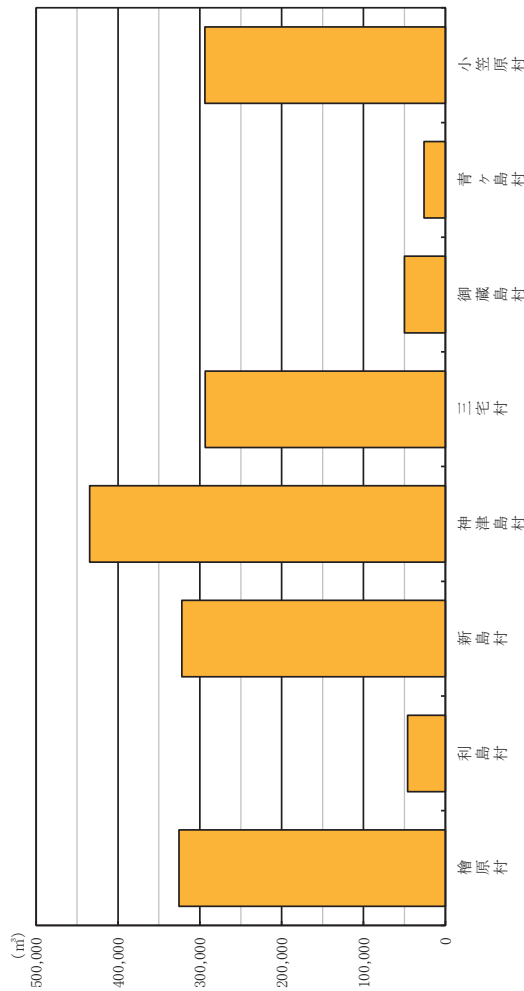


[各市の年間取水量及び東京都水道局からの受水量経年変化]

### 3 簡易水道事業

(1) 簡易水道一覧表

事業名	最新認可 (届出) 年月日	計画 給水人口 (人)	画 区域 人口 (人)	水 域内 給水人口 (人)	現 在 給水人口 (人)	給 普 及 率 (%)	水 計 画 日 最 大 給 水 量 ( $m^3$ )	主 水 源 の 種 別	要 浄 水 施 設 の 種 別	配 方 式	職 員 数 (人)	技 術 管 理 専 任 者 併 別	年 間 給 水 量 ( $m^3$ )	年 間 有 収 入 量 ( $m^3$ )	一 日 最 大 給 水 量 ( $m^3$ )	一 日 最 大 給 水 量 ( $m^3$ )	一 日 平 均 給 水 量 ( $m^3$ )	一 人 一 日 平 均 給 水 量 ( $l$ )	有 収 率 (%)
檜原村	H15.7.8	3,400	1,931	1,931	1,931	100.0	1,760	表	緩速・膜	併用	2	併	325,544	261,086	1,673	892	866	462	80.2
利島村	H8.6.21	350	299	299	299	100.0	210	かん・雨	急速・脱塩	自然	3	専	46,217	34,941	152	127	508	423	75.6
新島村	H28.3.24	2,830	2,367	2,367	2,367	100.0	2,780	*地	消・紫外線	自然	5	併	322,156	319,282	1,860	883	786	373	99.1
神津島村	H13.8.30	2,150	1,767	1,766	1,766	99.9	2,500	地・湧	消	自然	2	併	434,767	239,863	1,484	1,191	840	674	55.2
三宅村	H15.6.16	3,920	2,215	2,215	2,215	100.0	3,710	地	消・膜	併用	2	専	293,564	251,609	2,689	804	1,214	363	85.7
御蔵島村	H19.5.18	500	276	276	276	100.0	275	表・湧	膜	自然	1	専	49,892	43,376	244	137	884	495	86.9
青ヶ島村	H12.2.4	300	146	146	146	100.0	170	雨	緩速	自然	2	併	26,056	24,202	136	71	932	489	92.9
小笠原村	R4.4.18	2,830	2,515	2,515	2,515	100.0	1,410	ダム・地	*急速・急速・昔	自然	4	併	293,924	273,552	1,069	805	425	320	93.1
計	...	16,280	11,516	11,516	11,515	100.0	12,815	...	...	...	21	...	1,792,120	1,447,911	9,307	...	...	...	80.8



[実績年間給水量]

(注)  
 1 水源の種類 : 「ダム」はダム水、「表」は表流水、「湧」は湧水、「雨」は雨水貯水したもの、「地」は地下水、「\*地」は海底透水の地下水、「かん」はかん水(地下水で塩分を含む水)  
 2 浄水施設の種類 : 「緩速」は緩速ろ過、「急速」は急速ろ過、「消」は塩素消毒のみ、「脱塩」は逆浸透膜法、「\*急速」は活性炭処理併用急速ろ過、「膜」は逆浸透以外の膜ろ過、「紫外線」は紫外線処理、「帯」は帯磁性イオン交換樹脂処理  
 3 配水方式 : 「自然」は自然流下式、「加圧」はポンプ加圧式、「併用」は両者併用  
 4 専兼併任の別 : 「専」は自然流下式において、1水道一人以上の形で有資格者が管理業務に専任しているもの。「併」は有資格者が当該簡易水道以外の簡易水道の管理業務も兼任しているもの。また、当該簡易水道の管理業務以外の業務も併任しているもの。

(2) 事業計画

事業名	計画人口 (人)	給水区 面積 (km <sup>2</sup> )	水城積 水量 (m <sup>3</sup> )	計画日最大 取水量 (m <sup>3</sup> )	計画日最大 給水量 (m <sup>3</sup> )	計画一日最大取水量内訳																			
						表流水						地下水						その他							
						ダム直接		ダム放流		湖水		自流		伏流水		浅井戸水		深井戸水		原水受水		浄水受水		その他	
						箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量
檜原村	3,400	13.30	1,760	1,880	-	-	-	2	1,880	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
利島村	350	0.40	210	360	-	-	-	-	-	-	-	1	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110		
新島村	2,830	5.88	2,780	2,940	-	-	-	-	-	-	-	22	2,940	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
神津島村	2,150	1.00	2,500	2,500	-	-	-	-	-	-	-	8	1,740	-	-	-	-	-	-	-	-	-	760		
三宅村	3,920	41.10	3,710	4,110	-	-	-	-	-	-	-	10	4,110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
御蔵島村	500	0.19	275	300	-	-	-	3	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
青ヶ島村	300	0.45	170	170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	170		
小笠原村	2,830	2.85	1,410	1,500	7	1,260	-	-	-	-	-	5	180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	16,280	65.17	12,815	13,760	7	1,260	-	-	7	2,240	-	46	9,220	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1,040	

(注) 1 ダム直接・・・・・・ダム等から直接導水路等により取水を行っている形態のもの  
 2 ダム放流・・・・・・水源をダム等に依存し、下流で取水を行っている形態のもの  
 3 湖水・・・・・・天然湖等の貯水池から直接取水を行っている形態のもの  
 4 自 流・・・・・・上記1～3以外の河川水の取水を行っている形態のもの  
 5 伏流水・・・・・・河床、湖床またはその附近を潜流している水を埋きよ等により取水を行っている形態のもの

6 浅井戸・・・・・・自然水面を有し第一不透水層に達するまでの井戸から取水する形態のもの  
 7 深井戸・・・・・・第一不透水層以下の水を集水する井戸から取水する形態のもの  
 8 原水受水・・・・・・用水供給または分水を受ける原水量  
 9 浄水受水・・・・・・用水供給または分水を受ける浄水量  
 10 その他・・・・・・湧水、天水(雨水)等

(3) 料金体系

区分 事業者名	1 箇月当たり家庭用料金										検針			料金徴収		
	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	超過料金 (円)	水量 (円)	水器 使用料(円)	10m <sup>3</sup> 当り 使用料(円)	現行料金 施行年月日	前回改定 年月日	料金体系	方法	期間(箇月)	期間(箇月)	方法 (%)	方法 (%)		
檜原村	5	946	24	-	1,067	令和元年10月1日	平成26年4月1日	口径別	全部委託	2	2	15.9	83.9	0.2		
利島村	-	200	-	100	2,100	平成21年4月1日	昭和51年3月5日	口径別	直接	2	1	27.4	72.6	-		
新島村	10	880	130	110	990	令和元年10月1日	平成26年4月1日	用途別	全部委託	1	1	12.3	73.6	14.1		
神津島村	10	990	143	110	1,100	令和元年10月1日	平成26年4月1日	口径別	直接	1	1	-	74.0	26.0		
三宅村	5	825	220	110	2,035	令和元年10月1日	平成26年4月1日	用途別	一部委託	1	1	35.8	60.4	3.8		
御蔵島村	5	248	67	96	720	平成26年4月1日	平成20年4月1日	用途別	全部委託	1	1	15.0	68.9	16.1		
青ヶ島村	10	2,310	242	220	2,530	令和元年10月1日	平成26年4月1日	用途別	直接	1	1	12.8	87.2	-		
小笠原村	-	990	110	-	2,090	令和元年10月1日	平成30年4月16日	口径別	全部委託	1	1	24.0	76.0	-		

(注) 1 料金は、家庭用(口径13mm)消費税を含む。

2 超過料金が段階別料金の場合、最初の区分のm<sup>3</sup>当たりの料金

(4) 水道料金の推移

年度 事業者名	H19以前	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
檜原村	H17.8.1 997	8.1 1,018						4.1 1,047					10.1 1,067			1,067
利島村	S51.3.5 1,290	4.1 2,100														2,100
新島村	H9.4.1 940							4.1 964					10.1 990			990
神津島村	H9.4.1 987	4.1 1,050						4.1 1,080					10.1 1,100			1,100
三宅村	H9.4.1 1,942							4.1 1,998					10.1 2,035			2,035
御蔵島村	H元.4.1 550	4.1 710						4.1 720								720
青ヶ島村	H11.4.1 1,520	4.1 1,800	4.1 2,415					4.1 2,484					10.1 2,530			2,530
小笠原村	H10.4.1 1,470							4.1 1,512					10.1 2,090			2,090
平均	...	1,283	1,379	1,445	1,445	1,456	1,456	1,491	1,491	1,519	1,488	1,556	1,579	1,579	1,579	1,579

(家庭用13mm 10m<sup>3</sup>当たり/月:円)

(注) 平成28年度まで、大島町及び八丈町の料金が平均に含まれる。

## (5) 取水量

(m<sup>3</sup>)

事業名	年間取水量内訳																			
	年間取水量					表 流 水					地 下 水					その他				
	ダム直接		ダム放流		湖水	自 流		伏流水	浅井戸水		深井戸水		原水受水		浄水受水		その他			
	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量	箇所	取水量		
檜原村	-	-	-	-	-	2	622,325	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-	1	72,295	-	-	-	-	-	-	1	16,826		
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-	22	322,156	-	-	-	-	-	-	-	-		
神津島村	-	-	-	-	-	-	-	-	8	434,767	-	-	-	-	-	-	-	-		
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-	10	293,564	-	-	-	-	-	-	-	-		
御蔵島村	-	-	-	-	-	1	49,892	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	26,056	
小笠原村	5	267,426	-	-	-	2	21,900	-	-	3	11,190	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	5	267,426	-	-	-	5	694,117	-	-	44	1,133,972	-	-	-	-	-	-	2	42,882	

(注) 1 ダム直接・・・・・・・・ダム等から直接導水路等により取水を行っている形態のもの  
 2 ダム放流・・・・・・・・水源をダム等に依存し、下流で取水を行っている形態のもの  
 3 湖水・・・・・・・・天然湖等の貯水池から直接取水を行っている形態のもの  
 4 自 流・・・・・・・・上記1～3以外の河川水の取水を行っている形態のもの  
 5 伏流水・・・・・・・・河床、湖床またはその附近を潜流している水を埋きよ等により取水を行っている形態のもの  
 6 浅井戸水・・・・・・・・自然水面を有し第一不透水層に達するまでの井戸から取水する形態のもの  
 7 深井戸水・・・・・・・・第一不透水層以下の水を集水する井戸から取水する形態のもの  
 8 原水受水・・・・・・・・用水供給または分水を受ける原水量  
 9 浄水受水・・・・・・・・用水供給または分水を受ける浄水量  
 10 その他・・・・・・・・湧水、天水（雨水）等



## (6) 浄水量

事業名	浄水能力 (公称)	年 間 浄水 量	年間浄水量内訳												
			消毒のみ		緩速ろ過		急速ろ過		膜ろ過		紫外線		その他		
			浄水量	箇所	浄水量	箇所	浄水量	箇所	浄水量	箇所	浄水量	箇所	浄水量	箇所	
檜原村	1,760	325,544	-	1	112,486	-	1	213,058	-	-	-	-	-	-	-
利島村	210	46,217	-	-	-	1	22,919	1	23,298	-	-	-	-	-	-
新島村	3,610	322,156	1	227,179	-	-	-	-	2	94,977	-	-	-	-	-
神津島村	2,500	434,767	6	434,767	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	0	293,564	4	152,653	-	-	1	140,911	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	275	49,892	-	-	-	1	49,892	-	-	-	-	-	-	-	-
青ヶ島村	170	26,056	-	-	1	26,056	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	1,410	299,395	-	-	-	2	299,395	-	-	-	-	-	-	-	-
計	9,935	1,797,591	11	814,599	2	138,542	3	322,314	4	427,159	2	94,977	-	-	-

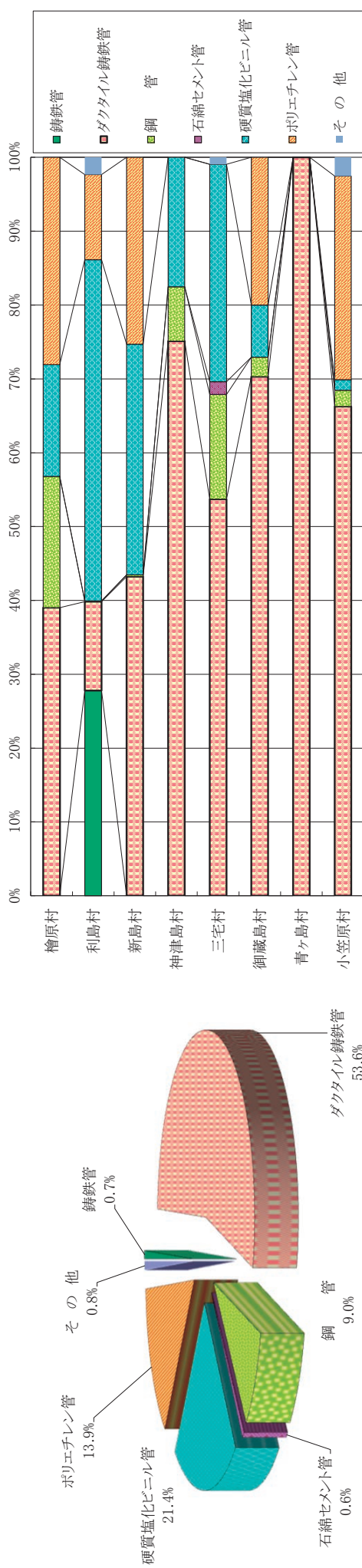
(㎡)

## (7) 給水量

事業名	現在 給水人口 (人)	年 間 給水 量	年間給水量内訳				実 績 一 日 最 大 給 水 量
			有収水量(㎡)		無収水量 (㎡)	無効水量 (㎡)	
			生活用	その他			
檜原村	1,931	325,544	231,061	30,025	5,860	58,598	1,673
利島村	299	46,217	34,941	-	1,338	9,938	152
新島村	2,367	322,156	319,282	-	1,976	898	1,860
神津島村	1,766	434,767	239,863	-	176,931	17,973	1,484
三宅村	2,215	293,564	251,609	-	7,703	34,252	2,689
御蔵島村	276	49,892	36,160	7,216	80	6,436	244
青ヶ島村	146	26,056	24,202	-	394	1,460	136
小笠原村	2,515	293,924	159,794	113,758	5,607	14,765	1,069
計	11,515	1,792,120	1,296,912	150,999	199,889	144,320	9,307

(8) 配水池・管路布設状況

事業名	配水池		総管路延長 (m)	管路別延長			管種別延長						その他 (m)	その他 (%)
	配水方法	池数 (池)		容量 (m <sup>3</sup> )	導水管 (m)	送水管 (m)	配水管 (m)	铸铁管 (m)	ダクタイル铸铁管 (m)	鋼管 (m)	石綿セメント管 (m)	硬質塩化ビニル管 (m)		
檜原村	自然流下 ポンプ加圧	44	1,420	897	-	45,382	-	18,052	8,230	-	7,009	12,988	-	-
利島村	自然流下	1	184	2,161	67	5,273	2,084	903	8	-	3,467	864	-	-
新島村	自然流下	7	2,140	17,776	1,205	29,487	-	20,947	121	0.2	15,133	12,267	-	-
神津島村	自然流下	10	2,652	1,779	846	21,963	-	18,468	1,811	7.4	4,309	-	-	-
三宅村	自然流下 ポンプ加圧	19	2,628	13,306	35,996	54,799	-	55,906	14,779	14.2	1,806	-	-	-
御蔵島村	自然流下	2	280	5,546	82	4,473	-	7,102	266	2.6	713	2,020	-	-
青ヶ島村	自然流下	2	200	459	153	4,497	-	5,109	-	-	-	-	-	-
小笠原村	自然流下	8	1,100	10,430	9,154	23,824	-	28,765	958	2.2	614	11,977	-	-
計	...	93	10,604	52,354	47,503	189,698	2,084	155,252	26,173	9.0	1,806	40,116	2,230	0.8

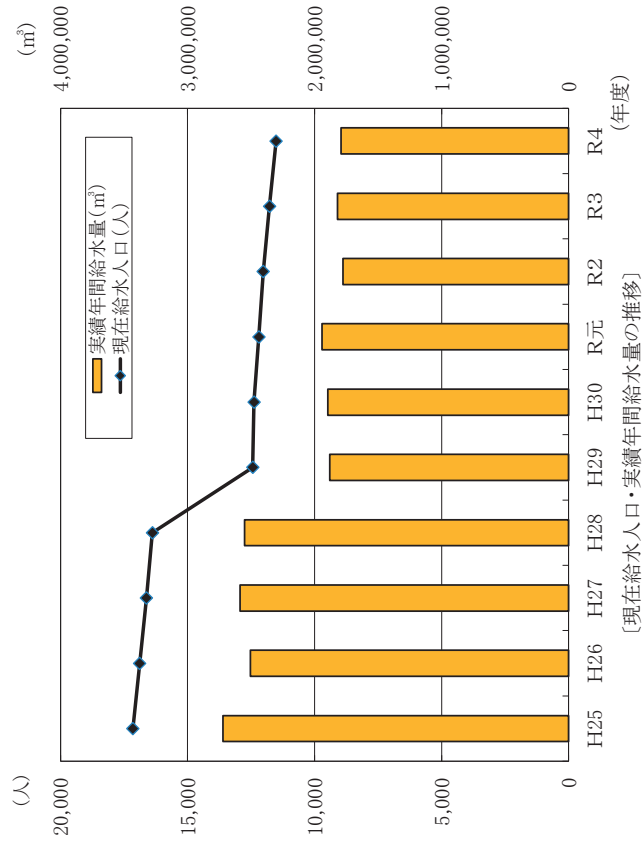


〔管種別割合〕

〔各事業者の管種別割合〕

(9) 給水人口・年間給水量の推移

年度	現在給水人口 (人)	計画給水人口 (人)	実績年間給水量 (m <sup>3</sup> )	実績年間有収水量 (m <sup>3</sup> )
H25	17,153	23,380	2,720,843	2,143,456
H26	16,885	23,380	2,505,818	2,195,266
H27	16,621	23,110	2,587,182	2,167,435
H28	16,383	23,110	2,550,653	2,133,318
H29	12,434	16,280	1,881,091	1,542,572
H30	12,386	16,280	1,894,695	1,531,921
R元	12,191	16,280	1,942,528	1,510,640
R2	12,024	16,280	1,776,054	1,490,002
R3	11,773	16,280	1,819,195	1,451,246
R4	11,515	16,280	1,792,120	1,447,911



(10) 給水普及率の推移

(%)

事業名	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
檜原村	年度	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	南部	99.9	99.9	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
利島村		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
新島村		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
神津島村		99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8	99.8	99.9
三宅村		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
御蔵島村		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
八丈町	年度	97.4	97.2	97.5	98.3	-	-	-	-	-	-
	坂上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
青ヶ島村		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小笠原村	年度	99.2	99.3	99.9	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	母島	99.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (事業数)	年度	99.6	99.6	99.8	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(事業数)	(11)	(10)	(10)	(10)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)

(注) 1 小笠原村は、平成26年度から事業統合した。  
 2 大島町(南部)及び八丈町(坂上)は、平成29年度から上水道に事業統合した。

## 4 専用水道

### (1) 総括表

区分	確認時給水人口 (人)			現在給水人口 (人)			施設能力 (m <sup>3</sup> /日)		
	自己水源のみの	左記以外のもの	計	自己水源のみの	左記以外のもの	計	自己水源のみの	左記以外のもの	計
区部	21,146	345,116	366,262	7,581	141,304	148,885	4,589	79,860	84,449
市部	114,486	405,169	519,655	13,586	121,546	135,132	37,913	53,729	91,642
町村部	4,549	-	4,549	-	-	-	1,078	-	1,078
計	140,181	750,285	890,466	21,167	262,850	284,017	43,580	133,589	177,169

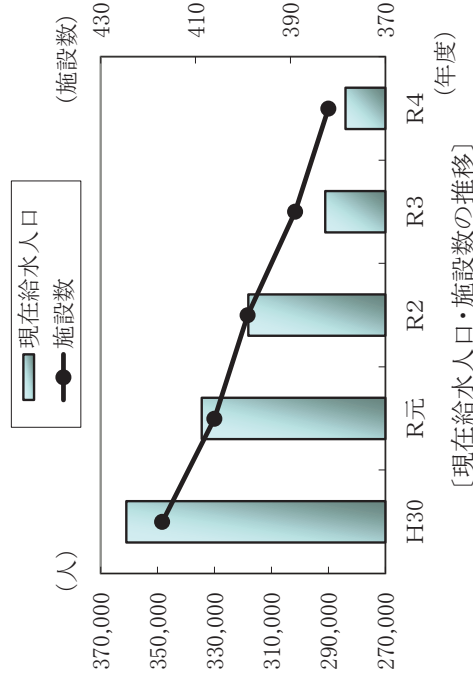
### (2) 現在給水人口の推移

年度	区部			市町村部			合計		
	自己水源のみの	左記以外のもの	計	自己水源のみの	左記以外のもの	計	自己水源のみの	左記以外のもの	計
H30	8,904	188,787	197,691	12,726	150,581	163,307	21,630	339,368	360,998
R元	9,221	173,048	182,269	12,314	139,930	152,244	21,535	312,978	334,513
R2	9,121	166,611	175,732	13,118	129,300	142,418	22,239	295,911	318,150
R3	7,275	154,808	162,083	13,390	115,660	129,050	20,665	270,468	291,133
R4	7,581	141,304	148,885	13,586	121,546	135,132	21,167	262,850	284,017

### (3) 施設数の推移

年度	区部			市町村部			合計		
	自己水源のみの	受水のみの	計	自己水源のみの	受水のみの	計	自己水源のみの	受水のみの	計
H30	10	176	218	98	55	199	108	231	417
R元	9	169	211	97	52	195	106	221	406
R2	9	162	206	95	50	193	104	212	399
R3	9	155	198	96	47	191	105	202	389
R4	9	148	192	95	46	190	104	194	382

※国の施設は含まない



(4) 区市町村別施設数

	経営			主 体			原 水 の 種 別			
	民間	都営	公社	機構	その他	計	自己水	受水	併用	計
千代田区	12	-	-	-	-	12	-	9	3	12
中央区	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1
港区	7	2	-	-	-	9	-	6	3	9
新宿区	8	9	-	-	-	17	-	13	4	17
文京区	10	-	-	-	-	10	-	-	10	10
台東区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
墨田区	2	13	-	-	-	15	-	15	-	15
江東区	1	18	-	-	-	19	-	19	-	19
品川区	2	-	3	-	-	5	-	5	-	5
目黒区	1	-	-	-	-	1	-	1	-	1
大田区	-	5	-	-	-	5	-	5	-	5
世田谷区	1	1	2	-	1	5	-	3	2	5
渋谷区	7	3	-	-	-	10	-	9	1	10
中野区	2	-	-	-	-	2	1	-	1	2
杉並区	4	2	-	-	1	7	1	2	4	7
豊島区	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1
北区	6	10	-	1	-	17	3	12	2	17
荒川区	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1
板橋区	6	5	-	-	-	11	-	9	2	11
練馬区	6	4	-	-	-	10	4	5	1	10
足立区	4	21	-	1	-	26	-	24	2	26
葛飾区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江戸川区	3	4	-	1	-	8	-	8	-	8
区 部 計	82	100	5	3	2	192	9	148	35	192

※民間 : 民間 (法人含む)  
 都営 : 都営住宅  
 公社 : 東京都住宅供給公社 (JKK東京) の住宅  
 機構 : 都市再生機構 (UR都市機構) の住宅

※国の施設は含まない

	経営			主 体			原 水 の 種 別			
	民間	都営	公社	機構	その他	計	自己水	受水	併用	計
八王子市	28	2	-	2	1	33	16	6	11	33
立川市	6	1	1	2	-	10	1	5	4	10
武蔵野市	7	-	-	-	-	7	5	-	2	7
三鷹市	4	-	-	-	-	4	4	-	-	4
青梅市	6	1	-	-	-	7	5	1	1	7
府中市	12	-	-	-	-	12	5	3	4	12
昭島市	6	1	-	-	-	7	5	2	-	7
調布市	10	3	-	1	1	15	4	7	4	15
町田市	9	-	2	3	-	14	2	6	6	14
小金井市	3	-	-	-	-	3	3	-	-	3
小平市	11	-	-	-	-	11	8	1	2	11
日野市	11	2	-	-	-	13	8	4	1	13
東村山市	7	-	1	-	-	8	4	1	3	8
国分寺市	3	-	-	-	-	3	2	-	1	3
国立市	4	-	-	1	-	5	3	1	1	5
福生市	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2
狛江市	1	1	-	-	-	2	-	1	1	2
東大和市	1	-	1	-	-	2	-	1	1	2
清瀬市	5	-	1	-	-	6	4	1	1	6
東久留米市	2	1	-	-	-	3	2	1	-	3
武蔵村山市	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2
多摩市	5	-	-	-	-	5	3	2	-	5
稲城市	2	-	-	-	-	2	-	1	1	2
羽村市	1	-	-	1	-	2	-	1	1	2
あきる野市	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2
西東京市	5	1	-	-	-	6	1	1	4	6
市 部 計	155	13	6	10	2	186	91	46	49	186
瑞穂町	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1
日の出町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奥多摩町	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1
大島町	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1
八丈町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町 部 計	1	-	-	-	2	3	3	-	-	3
檜原村	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1
利島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神津島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三宅村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
村 部 計	-	-	-	-	1	1	1	-	-	1
合 計	238	113	11	13	7	382	104	194	84	382

(5) 施設一覧

番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設の種別	番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設の種別
1		国際ビル	479	受水	—	29		都営戸山ハイアツアパートD	133	受水	—
2		帝劇ビル	439	受水	—	30		都営戸山ハイアツアパートE-1	205	受水	—
3		新東京ビル	627	受水	—	31		都営戸山ハイアツアパートE-2	137	受水	—
4		新国際ビル	652	受水	—	32		都営戸山ハイアツアパートF	224	受水	—
5		株式会社帝国ホテル	1,700	受水	—	33		損保ジャパン本社ビル	240	受水	—
6	千代田区	有楽町電気ビルディング	450	受水	—	34	新宿区	新宿三井ビルディング	424	受水	—
7		有楽町ビル	354	受水	—	35		京王プラザホテル	1,442	受水	—
8		新有楽町ビル	307	受水	—	36		京王プラザホテル南館	41	併用	8
9		東京ガーデンテラストラス紀尾井町	574	併用	2,8	37		東京医科大学病院	110	併用	8
10		株式会社ニユーオータニ	1,535	併用	2,8	38		学校法人早稲田大学 早稲田キャンパス	54	併用	3,4,8
11		麹町三番町マンション	140	受水	—	39		都営早稲田アパート 1号棟	344	受水	—
12		パレスサイドビルディング	870	併用	2,8	40		東京大学薬学部専用水道	212	併用	6
13	中央区	都営勝どき五丁目アパート	225	受水	—	41		東京大学工学部	380	併用	6
14		東京大学医科学研究所	480	併用	3,4,8	42		ホテル椿山荘東京	574	併用	3,4,8
15		芝5丁目住宅1号棟	406	受水	—	43		椿山荘	757	併用	3,4,8
16		港南四丁目団地(港南四丁目アパート1～4号棟)	345	受水	—	44		日本私立学校振興・共済事業団 湯島会館(東京ガーデンパレス) 専用水道	200	併用	3,4,8
17		住友三田ハウス	280	受水	—	45	文京区	国立大学法人 東京医科歯科大学専用水道	1,395	併用	3,4,8
18	港区	東京プリンスホテル	364	併用	3,4,8	46		順天堂B棟	676	併用	3,4,8
19		ソートービル	159	受水	—	47		順天堂C棟及びB1号館	609	併用	3,4,8
20		グラントプリンスホテル高輪	1,036	受水	—	48		東京大学医学部附属病院入院棟 専用水道	840	併用	3,4,8
21		オークラプレステアタワー/オークラハリテラージュウイング	562	併用	3,4	49		日本医科大学付属病院 専用水道	334	併用	3,4,8
22		株式会社関東東急ホテルズ東京虎ノ門東急R E I ホテル	149	受水	—	50		東白鬚第一マンション	84	受水	—
23		西武新宿ビル	760	受水	—	51		東白鬚第二マンション	127	受水	—
24		株式会社 三越伊勢丹新宿 本店	34	併用	2	52		太平南アパート	200	受水	—
25	新宿区	都営住宅東大久保一丁目アパート	177	受水	—	53	墨田区	白鬚東7アパート2号棟	66	受水	—
26		都営戸山ハイアツアパートA	790	受水	—	54		白鬚東7アパート3,4号棟	253	受水	—
27		都営戸山ハイアツアパートB	140	受水	—	55		白鬚東7アパート5,6号棟	241	受水	—
28		都営戸山ハイアツアパートC	140	受水	—	56		白鬚東7アパート7,8,9号棟	376	受水	—

※国の施設は含まない

浄水施設の種別: 1. 緩速ろ過 2. 急速ろ過 3. 除鉄 4. 除マンガン 5. 簡易ろ過 6. 消毒のみ 7. 海水淡水化 8. 膜ろ過 9. その他

番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設の種別	番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設の種別
57		白鬚東7 <sup>ア</sup> -15,16号棟	207	受水	—	85		都営東品川第3アパート	147	受水	—
58		白鬚東7 <sup>ア</sup> -17,18号棟	280	受水	—	86	品川区	都営東品川第4アパート	115	受水	—
59		文花一丁目7 <sup>ア</sup> -1	1,235	受水	—	87		TOCビル	1,083	受水	—
60	墨田区	文花一丁目7 <sup>ア</sup> -135号棟	168	受水	—	88		大森駅前住宅	600	受水	—
61		文花一丁目7 <sup>ア</sup> -136号棟	168	受水	—	89	目黒区	東京大学(駒場I)キャンパス	618	受水	—
62		八五丁目団地	269	受水	—	90		池上六丁目アパート(1~4号棟)	152	受水	—
63		立花一丁目団地	379	受水	—	91		矢口二丁目アパート(15,16号棟)	616	受水	—
64		立花六丁目団地	444	受水	—	92	大田区	本羽田二丁目第3アパート(2~5号棟)	187	受水	—
65		亀戸七丁目アパート(12号棟)	291	受水	—	93		東糞谷六丁目アパート(1号棟)	195	受水	—
66		大島五丁目第二アパート(1~13号棟)	512	受水	—	94		東糞谷六丁目アパート(7号棟)	380	受水	—
67		大島六丁目アパート(1~3号棟系)	161	受水	—	95		都営喜多見2丁目アパート	536	受水	—
68		北砂一丁目アパート(1~8号棟)	304	受水	—	96		烏山北住宅	650	受水	—
69		東砂一丁目アパート(1~4号棟)	189	受水	—	97	世田谷区	祖師谷住宅	893	受水	—
70		東砂二丁目アパート(1,2,5~10,12~20号棟)	740	受水	—	98		日本女子体育大学	117	受水 深井戸	3,4,8
71		東砂二丁目アパート(3,4,11号棟)	321	受水	—	99		世田谷区玉川総合支所	64	受水 浅井戸	3,4,8
72		東砂二丁目アパート(21,22号棟)	340	受水	—	100		都営住宅広尾五丁目7 <sup>ア</sup> -11号棟	480	受水	—
73		南砂8号棟住宅専用水道	450	受水	—	101		都営住宅広尾五丁目7 <sup>ア</sup> -2,3号棟	468	受水	—
74	江東区	南砂三丁目第2アパート(1~7号棟)	165	受水	—	102		都営住宅渋谷東二丁目第2アパート	319	受水	—
75		東陽三丁目アパート(1,2号棟)	358	受水	—	103		聖心女子大学	67	受水	—
76		辰巳一丁目アパート(9号棟)	178	受水	—	104		渋谷ホームズ	130	受水	—
77		辰巳一丁目アパート(23~46号棟)	1,230	受水	—	105	渋谷区	コープオリンピア	144	受水	—
78		辰巳一丁目アパート(64~81,85,87~90号棟)	779	受水	—	106		日本放送協会放送センター本館	675	受水	—
79		辰巳一丁目アパート(86号棟)	207	受水	—	107		日本放送協会放送センター西館	490	受水	—
80		東雲一丁目アパート(1号棟)	159	受水	—	108		日本放送協会放送センター東館	460	受水	—
81		東雲一丁目アパート(3号棟)	160	受水	—	109		日本赤十字社医療センター	521	併用	2,3,4,8
82		東雲二丁目アパート(3,4号棟)	449	受水	—	110	中野区	ゴールドエンマンション	53	深井戸	6
83		東砂二丁目第2アパート(3号棟)	226	受水	—	111		東京アスレティッククラブ	813	併用	6,9
84	品川区	都営北品川アパート	201	受水	—	112	杉並区	都営堀の内三丁目アパート	250	受水	—

浄水施設の種別: 1. 緩速ろ過 2. 急速ろ過 3. 除鉄 4. 除マンガン 5. 簡易ろ過 6. 消毒のみ 7. 海水淡水化 8. 膜ろ過 9. その他

番号	区市町村名	施設名	施設	設置	区市町村名	番号	浄水施設の種別	原水の種別	施設能力(m <sup>3</sup> /日)	浄水施設の種別
113		高井戸東一丁目都営住宅専用水道				141	受水	受水	300	受水
114		社会医療法人河北医療財団河北総合病院				142	深井戸 受水	受水	347	受水
115	杉並区	東京衛生アドベンチスト病院				143	深井戸 受水	受水	576	受水
116		河北前田病院1号井戸			板橋区	144	深井戸	受水	291	受水
117		杉並区役所専用水道				145	深井戸 受水	受水	291	受水
118		社会福祉法人浴風会 浴風会病院				146	深井戸 受水	受水	736	受水
119	豊島区	南大塚二丁目アパート				147	受水	井水 受水	150	井水 受水
120		日の基青老閣専用水道				148	深井戸	深井戸 受水	150	深井戸 受水
121		星美ホーム専用水道				149	深井戸	受水	270	受水
122		星美学園専用水道				150	深井戸	受水	378	受水
123		尾久車両センター構内地下水道				151	受水	受水	527	受水
124		社会医療法人社団正志会 花と森の東京病院				152	深井戸 受水	受水	795	受水
125		公益社団法人 地域医療振興協会 東京北医療センター				153	深井戸 受水	受水	1,741	受水
126		豊島五丁目団地			練馬区	154	受水	深井戸	3,392	深井戸
127		桐ヶ丘アパート 第一給水塔				155	受水	併用	149	併用
128	北区	都営住宅 王子三丁目(7号棟)				156	受水	深井戸	150	深井戸
129		都営 堀船二丁目第2アパート(2～5号棟)				157	受水	深井戸	216	深井戸
130		都営 堀船四丁目アパート(1～5号棟)				158	受水	深井戸	500	深井戸
131		都営 浮間三丁目アパート 第二				159	受水	受水	748	受水
132		滝野川3丁目アパート(1～6号棟)				160	受水	受水	140	受水
133		滝野川3丁目アパート(7～14号棟)				161	受水	受水	140	受水
134		滝野川3丁目アパート(15号棟)				162	受水	受水	1,036	受水
135		都営 赤羽西五丁目アパート(1～4号棟)			足立区	163	受水	受水	130	受水
136		都営 赤羽西五丁目アパート(5～8号棟)				164	受水	受水	563	受水
137	荒川区	南千住二丁目アパート				165	受水	受水	732	受水
138		日本大学医学部付属板橋病院				166	受水	受水	447	受水
139	板橋区	高島平第二住宅専用水道				167	受水	受水	447	受水
140		高島平第三住宅				168	受水	受水	185	受水

浄水施設の種別: 1. 緩速ろ過 2. 急速ろ過 3. 除鉄 4. 除マンガン 5. 簡易ろ過 6. 消毒のみ 7. 海水淡水化 8. 膜ろ過 9. その他



番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設 の種別	番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設 の種別
169		都営西保木間三丁目アパート(6号棟)	187	受水	—	197		八王子狭間町住宅	360	受水	—
170		都営西保木間四丁目アパート(16号棟)	129	受水	—	198		城山病院 専用水道	60	浅井戸 受水	6
171		都営西保木間二丁目第2アパート(1~4号棟)	156	受水	—	199		高尾山薬王院 専用水道	82	表流水	5
172		都営西保木間二丁目第2アパート(5~8号棟)	153	受水	—	200		聖パウロ病院	38	深井戸	6
173		都営辰沼町アパート(1~7号棟)	273	受水	—	201		ビレッジハウス小比企	104	深井戸	6
174		都営辰沼町アパート(9~14号棟)	173	受水	—	202		医療法人社団 玉栄会 エンジェルコート総合医療施設	100	深井戸 受水	3, 4, 8
175		都営竹の塚七丁目アパート(1~16号棟)・西保木間四丁目アパート(1~15号棟)	1,440	受水	—	203		恩方病院、陵北病院、ゆうむ専用水道	300	浅井戸	6
176	足立区	都営保木間第4アパート(1~22号棟)	910	受水	—	204		東京都八王子福祉園専用水道	144	深井戸	9
177		都営保木間第5アパート(1~22号棟)	380	受水	—	205		オリンパス株式会社 八王子事業場 専用水道	366	深井戸 受水	5, 9
178		都営北鹿浜第2アパート(1~5号棟)	247	受水	—	206		医療法人社団 青雲会 北野台病院	70	深井戸	6
179		都営六ツ木町アパート(1~18号棟)	926	受水	—	207		八王子大和田町アパート(2、4~9号棟)	290	受水	—
180		竹の塚第一団地	1,158	受水	—	208		東京純心女子学園専用水道	90	深井戸	6
181		イオン西新井店	163	受水 深井戸	2, 3, 4, 8	209		創価大学浄水施設	2,625	深井戸	3, 4, 5, 9
182		東武西新井第一サンライトマンション	130	受水	—	210	八王子市	多摩病院	225	深井戸 受水	6
183		ボナハイツ中川	550	受水	—	211		工学院大学 八王子校舎専用水道	3,240	深井戸 受水	3, 4, 5
184		古庄ビル株式会社	92	受水 深井戸	2, 8	212		中央大学多摩キャンパス専用水道	1,156	深井戸 受水	3, 4, 8
185		小松川パークマンション	249	受水	—	213		多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4、6、7号棟)	253	受水	—
186		セーラ小松川(第一次)	289	受水	—	214		平川病院 専用水道	75	深井戸 受水	6
187		都営 小松川アパート	208	受水	—	215		アゼリヤ会専用水道	125	深井戸	9
188	江戸川区	都営 平井一丁目アパートA	829	受水	—	216		株式会社ニッスイ八王子総合工場専用水道	47	深井戸 受水	6
189		都営 平井一丁目アパートB	586	受水	—	217		社会福祉法人 清明会 浅川ホーム 清明園	360	浅井戸	8
190		日本勤労者住宅協会 なぎさニュータウン	1,145	受水	—	218		医療法人社団永生会 永生病院	140	深井戸	6
191		清新北ハイツ	977	受水	—	219		学校法人拓殖大学 八王子国際キャンパス専用水道	637	受水	—
192		都営 清新一丁目アパート(4号棟)	283	受水	—	220		大学セミナーハウス	235	深井戸 受水	6
193		サントピア老人ホーム専用水道	71	深井戸	8	221		東京工業高等専門学校	516	深井戸	3, 4
194		館ヶ丘団地専用水道	3,053	受水	—	222		南多摩病院 井水ろ過設備	200	深井戸 受水	8, 9
195	八王子市	八王子パークヒル宇津木台	270	受水	—	223		駒木野病院	1,188	深井戸	3, 4, 5, 8
196		医療法人社団東京愛成会 高月病院 専用水道	68	深井戸	6	224		特別養護老人ホーム 山水園	50	浅井戸	6

浄水施設の種別: 1. 緩速ろ過 2. 急速ろ過 3. 除鉄 4. 除マンガン 5. 簡易ろ過 6. 消毒のみ 7. 海水淡水化 8. 膜ろ過 9. その他

番号	区市町村名	施設名	施設能力 (㎡/日)	原水の種別	浄水施設の種別	番号	区市町村名	施設名	施設能力 (㎡/日)	原水の種別	浄水施設の種別
225	八王子市	みなみ野病院専用水道	115	深井戸	3, 4, 5, 8, 9	253	青梅市	特別養護老人ホーム 喜久松苑	30	浅井戸	6
226		けやき台団地	531	受水	—	254		共済会 櫻井病院	29	深井戸	6
227		富士見町住宅	1, 908	受水	—	255		国立大学法人 東京農工大学 農学府	271	深井戸	8, 9
228		立川若葉町団地	585	受水	—	256		車返西住宅専用水道	435	受水	—
229		西けやき台団地	227	受水	—	257		車返住宅 (分譲) 通称1街区	350	受水	—
230	立川市	立川富士見町六丁目アパート	1, 350	受水	—	258		府中恵仁会病院 (新館)	94	深井戸	3, 4, 9
231		国家公務員共済組合連合会 立川病院	301	併用	2, 3, 4, 8, 9	259	府中市	東芝インフラシステムズ 府中事業所専用水道施設	2, 129	深井戸	9
232		独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	370	併用	3, 4, 8, 9	260		日鋼団地専用水道	360	受水	—
233		伊勢丹立川店	412	併用	8, 9	261		日本電気株式会社 府中事業場	332	併用	8, 9
234		ホテル グラッシーノ アーバンリゾート	75	深井戸	6	262		コナミスポーツクラブ府中	377	併用	3, 4, 8
235		医療法人財団 立川中央病院	32	併用	8, 9	263		医療法人社団 根岸病院	143	併用	3, 4, 8
236		学校法人成蹊学園 大学系統	386	深井戸	3, 4	264		マロウドイン東京専用水道	70	深井戸	6
237		学校法人成蹊学園 小学系統	156	深井戸	3, 4	265		特別養護老人ホーム 明日に架ける橋	81	深井戸 受水	3, 4, 8, 9
238		学校法人成蹊学園 中高系統	1, 210	深井戸	3, 4	266		昭島つじが丘ハイツイ北住宅	1, 996	受水	—
239	武蔵野市	コピス吉祥寺	337	併用	3, 4, 8	267		昭島玉川町アパート	780	受水	—
240		武蔵野赤十字病院 (第2、3、4)	619	深井戸	3, 4	268		社会福祉法人 同胞互助会 特別養護老人ホーム愛全園養護老人ホーム借生園	135	深井戸	6
241		境南住宅自治会 専用水道	70	深井戸	6	269	昭島市	学校法人啓明学園	82	深井戸	6
242		株式会社アトレ 吉祥寺店	469	併用	4, 8, 9	270		昭和飛行機工業株式会社 5号井・1号井	942	深井戸	6
243		医療法人社団碧水会 長谷川病院	500	深井戸	6	271		日本電子株式会社	450	深井戸	6
244	三鷹市	国際基督教大学 専用水道	283	深井戸	3, 4	272		医療法人社団 竹口病院	114	深井戸	2, 9
245		株式会社SUBARU東京事業所水道施設	1, 240	深井戸	4	273		都営調布くすのきアパート (5号棟)	240	受水	—
246		公益財団法人 井之頭病院	320	深井戸	6	274		医療法人社団東山会 調布東山病院	76	併用	3, 4, 8
247		都営河辺町七丁目アパート	373	受水	—	275		調布市文化会館 たづくり	71	併用	3, 4, 8, 9
248		ベイシア青梅インター店専用水道	70	浅井戸 受水	8	276	調布市	つじが丘ハイム (分譲住宅)	317	受水	—
249	青梅市	住友金属鉱山株式会社 青梅事業所	60	深井戸	6	277		仙川 キューポータ	409	併用	5
250		医療法人社団慶成会 青梅慶友病院	288	深井戸	3, 4	278		多摩川住宅はむね団地	500	受水	—
251		御岳水道組合	300	表流水	5	279		都営染地三丁目アパート (1～8号棟)	324	受水	—
252		特別養護老人ホーム 第二喜久松苑	40	浅井戸	6	280		電気通信大学	418	深井戸	6

浄水施設の種別: 1. 緩速ろ過 2. 急速ろ過 3. 除鉄 4. 除マンガン 5. 簡易ろ過 6. 消毒のみ 7. 海水淡水化 8. 膜ろ過 9. その他

番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設の種別	番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設の種別
281		神代団地専用水道	830	受水	—	309		社会福祉法人多摩済生医療団多摩済生病院	576	深井戸	6
282		アメリカンスクール・イン・ジャパン	500	深井戸	6	310		学校法人錦城学園錦城高等学校	60	深井戸	6
283		百合女子大学専用水道	284	深井戸	3, 4	311		創価学園 専用水道	240	深井戸	9
284	調布市	都営仙川アパート	318	受水	—	312	小平市	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター (2号井戸系統)	600	深井戸	6
285		学校法人桐朋学園 専用水道	200	深井戸	9	313		一橋大学小平国際キャンパス給水施設	380	深井戸	6
286		医療法人社団欣助会 吉祥寺病院	207	併用	3, 4, 8	314		介護老人保健施設 ブラチナ・ヴィライ小平専用水道	81	併用	3, 4, 8
287		宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター 専用水道	100	受水	—	315		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター (1号井戸系統)	504	併用	3, 4, 8, 9
288		町田木曾住宅第3給水塔 (ホ-1~ホ-25号棟)	1, 596	受水	—	316		帝人フアーマ株式会社 東京研究センター	331	深井戸	6
289		木曾住宅給水塔	791	受水	—	317		東芝テリー株式会社	100	深井戸	6
290		鶴川団地給水場	1, 300	受水	—	318		日野新井アパート (1~13号棟)	474	受水	—
291		町田山崎団地給水場	2, 928	受水	—	319		コニカミノルタ 東京サイト日野	150	深井戸	9
292		藤の台団地給水場	2, 974	受水	—	320		第一豊田荘 自治会	440	深井戸	6
293		学校法人玉川学園	700	深井戸	2, 3, 4	321		医療社団法人清愛会 七生病院 (井水系)	116	深井戸	6
294		医療法人財団明理会鶴川サナトリウム病院	160	深井戸 受水	2, 3, 4, 8	322	日野市	日野自動車株式会社日野工場給水施設	2, 230	深井戸	9
295	町田市	サンシティ町田	120	深井戸 受水	2, 3, 4, 8, 9	323		富士電機株式会社 東京工場 専用水道	1, 011	併用	6
296		鶴が丘ガーデンホスピタル	80	深井戸 受水	2, 3, 4, 9	324		明星大学日野校専用水道	279	深井戸	6
297		こころのホスピタル町田専用水道	230	深井戸 受水	3, 4, 8, 9	325		高幡芙蓉ハイム	704	受水	—
298		鶴川さくら病院	140	深井戸 受水	2, 3, 4, 9	326		東京電力株式会社総合研修センター (研修施設)	261	深井戸	9
299		鶴川2丁目住宅給水施設	2, 016	受水	—	327		東京電力株式会社総合研修センター (寮施設)	150	受水	—
300		ホテルキュー	38	深井戸	2, 3, 4	328		都営日野三沢アパート	270	受水	—
301		東京・湯河原温泉万葉の湯	300	深井戸 受水	2, 3, 4, 8, 9	329		東京白十字病院専用水道 (併設型)	320	深井戸	3, 4
302		桜町病院専用水道	180	深井戸	9	330		久米川駅東住宅	354	受水	—
303	小金井市	東京農工大学 工学府	283	深井戸	6	331		医療法人社団新新会 多摩おおば病院・介護老人保健施設多摩すずらん	200	併用	3, 4, 9
304		国立大学法人 東京学芸大学	344	深井戸	4, 9	332	東村山市	公益財団法人結核予防会 新山手病院	337	深井戸	6
305		株式会社ブリヂストン 技術センター	634	深井戸	6	333		日機装株式会社 日機装技術研究所	140	深井戸	6
306	小平市	朝鮮大学校専用水道	250	深井戸	6	334		パニラリゾート東村山	50	深井戸	6
307		東京サレジオ学園専用水道	120	深井戸	6	335		ロンドフイットネスクラブ東村山	138	併用	3, 4, 8
308		エステート上水本町	388	受水	—	336		医療法人社団 恵友会 三恵病院	260	併用	3, 4

浄水施設の種別: 1. 緩速ろ過 2. 急速ろ過 3. 除鉄 4. 除マンガン 5. 簡易ろ過 6. 消毒のみ 7. 海水淡水化 8. 膜ろ過 9. その他

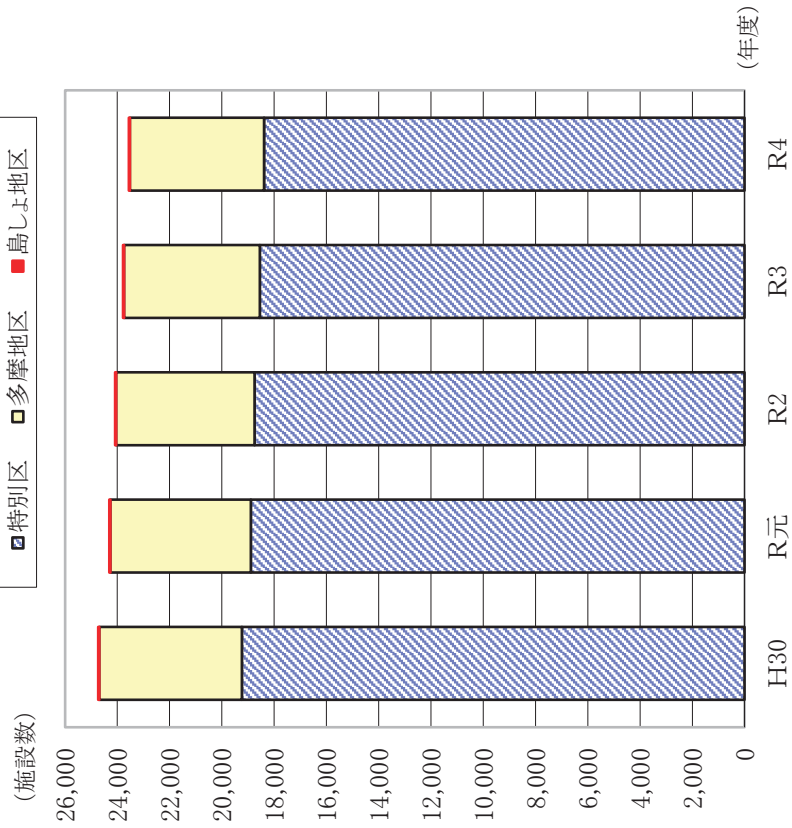
番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設の種別	番号	区市町村名	施設名	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の種別	浄水施設の種別
337		東京経済大学専用水道	160	深井戸	9	365	多摩市	多摩中央病院	200	深井戸	8
338	国分寺市	株式会社日立製作所中央研究所	844	深井戸 受水	6	366		社会福祉法人 日本心身障害児協会 島田療育センター	491	深井戸	6
339		鉄道総合技術研究所専用水道	92	深井戸	6	367	稲城市	ゆうとあい平尾 (42号棟~68号棟) 専用水道	2,000	受水	—
340		国立富士見台第一団地給水場	540	受水	—	368		よみうりランド慶友病院	108	併用	3, 4
341		株式会社ヤマト本社中央研究所	822	深井戸	9	369		羽村団地	792	受水	—
342	国立市	桐朋学園	133	深井戸	9	370		日野自動車株式会社 羽村工場	402	深井戸 受水	2, 3, 4, 8, 9
343		ホテル アラウダ リゾート	70	深井戸	6	371	あきる野市	㈱東京サマーランド (本館地区)	3,122	浅井戸	9
344		国立大学法人一橋大学給水施設	230	併用	6	372		㈱東京サマーランド (ファミリーパーク地区)	1,121	浅井戸	2, 9
345	福生市	医療法人社団 大聖病院	120	深井戸	6	373		都営住宅田無本町七丁目芝久保五丁目アパート	269	受水	—
346		公立福生病院	948	深井戸	3, 4, 8	374		住友重機械工業株式会社田無製造所	126	併用	6
347	狛江市	都営狛江アパート	1,101	受水	—	375		学校法人武蔵野大学	511	深井戸	3, 4
348		東京慈恵会医科大学附属第三病院	546	併用	3, 4, 8	376	西東京市	介護老人保健施設 葵の園・ひばりが丘	75	併用	3, 4, 8
349	東大和市	大和芝中住宅	1,032	受水	—	377		佐々総合病院専用水道	108	併用	8, 9
350		社会医療法人財団大和会東大和病院	214	併用	3, 4, 8, 9	378		武蔵野徳洲会病院・武蔵野徳洲苑	119	併用	3, 4, 8
351		清瀬台田住宅	652	受水	—	379	瑞穂町	I H I 瑞穂工場専用水道	889	深井戸	9
352		公益財団法人結核予防会 複十字病院	450	深井戸	6	380	奥多摩町	山のふるさと村供給水道施設	110	表流水	1, 9
353	清瀬市	救世軍清瀬病院	86	浅井戸	6	381	大島町	東京都立大島公園 海のふると村専用水道	24	湧水	2
354		きよせ旭が丘記念病院	102	深井戸	6	382	檜原村	都民の森供給水道施設	55	表流水	8
355		東星学園	118	深井戸	6						
356		独立行政法人国立病院機構東京病院	604	併用	4						
357		自由学園専用水道	300	深井戸	6						
358	東久留米市	都営八幡町第1アパート (1~7号棟)	153	受水	—						
359		山崎製パン株式会社武蔵野工場	1,400	深井戸	5						
360	武蔵村山市	独立行政法人国立病院機構村山医療センター	794	深井戸	5, 9						
361		東京小児療育病院水道	73	深井戸	6						
362		多摩ニュータウン永山センター1号館 (グリナード永山)	342	受水	—						
363	多摩市	永山ハイツ管理組合 給水場	410	受水	—						
364		桜ヶ丘記念病院	375	深井戸	3, 4						

浄水施設の種別: 1. 緩速ろ過 2. 急速ろ過 3. 除鉄 4. 除マンガン 5. 簡易ろ過 6. 消毒のみ 7. 海水淡水化 8. 膜ろ過 9. その他

## 5 簡易専用水道

### (1) 施設数の推移

地区名	年度	H30	R元	R2	R3	R4
特別区		19,240	18,902	18,745	18,547	18,383
多摩地区		5,454	5,366	5,297	5,206	5,148
島しょ地区		40	41	41	41	40
計		24,734	24,309	24,083	23,794	23,571



[簡易専用水道の施設数推移]

### (2) 施設数(特別区)

区名	対象施設数
千代田	1,075
中央	1,604
港	1,591
新宿	1,533
文京	570
台東	574
墨田	535
江東	1,205
品川	913
目黒	358
大田	849
世田谷	843
渋谷	968
中野	355
杉並	415
豊島	672
北	450
荒川	285
板橋	740
練馬	761
足立	779
葛飾	623
江戸川	685
<b>特別区合計</b>	<b>18,383</b>

### (3) 施設数(多摩・島しょ地区)

保健所名	対象施設数
西多摩	466
南多摩	407
多摩立川	842
多摩府中	1,461
多摩小平	857
<b>多摩地区小計</b>	<b>4,033</b>
大島	19
三宅	6
八丈	14
小笠原	1
<b>島しょ地区小計</b>	<b>40</b>
<b>都保健所合計</b>	<b>4,073</b>
八王子市	681
町田市	434
<b>保健所政令市合計</b>	<b>1,115</b>

※各保健所の所管区域  
 西多摩保健所：青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、奥多摩町、日の出町、檜原村  
 南多摩保健所：日野市、多摩市、稲城市  
 多摩立川保健所：立川市、昭島市、国立市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市  
 多摩府中保健所：府中市、三鷹市、武蔵野市、狛江市、小平市、調布市  
 多摩小平保健所：小平市、西東京市、清瀬市、東村山市、東久留米市  
 大島出張所：大島町、利島村、新島村、神津島村  
 三宅出張所：三宅村、御蔵島村  
 八丈出張所：八丈町、青ヶ島村  
 小笠原出張所：小笠原村

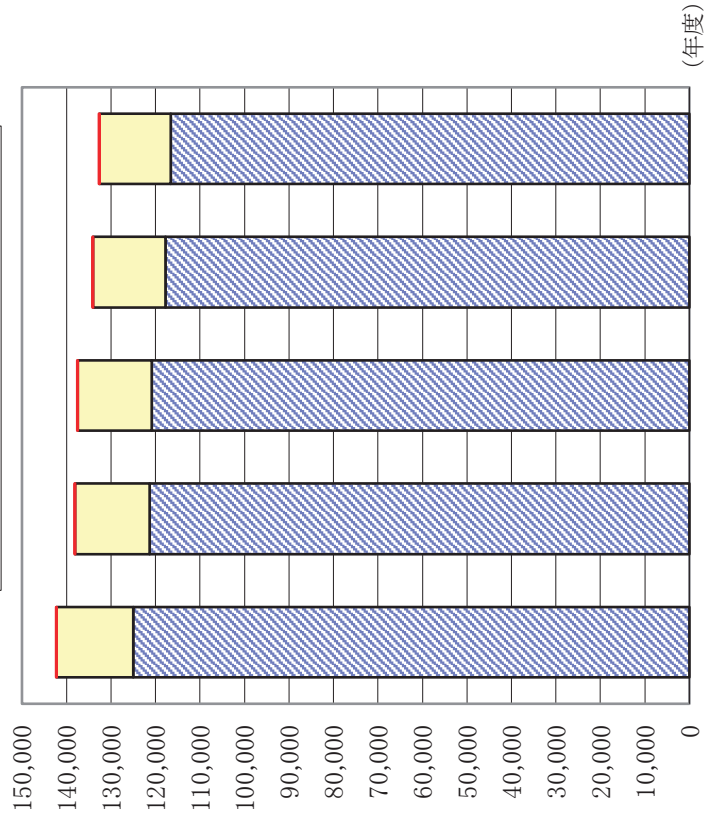
## 6 小規模貯水槽水道等

### (1) 施設数の推移

地区名	年度	H30	R元	R2	R3	R4
特別区		124,978	121,321	120,888	117,781	116,559
多摩地区		17,202	16,755	16,514	16,249	16,029
島しょ地区		109	106	102	101	101
計		142,289	138,182	137,504	134,131	132,689

(施設数)

■ 特別区 ■ 多摩地区 ■ 島しょ地区



〔小規模貯水槽水道等の施設数の推移〕

### (2) 施設数(特別区)

区名	対象施設数
千代田	2,385
中央	5,124
港	5,601
新宿	7,247
文京	3,512
台東	8,686
墨田	6,906
江東	8,502
品川	1,917
目黒	3,045
大田	7,998
世田谷	3,874
渋谷	2,802
中野	2,039
杉並	5,621
豊島	4,352
北	3,031
荒川	2,027
板橋	7,664
練馬	7,116
足立	6,772
葛飾	5,045
江戸川	5,293
<b>特別区合計</b>	<b>116,559</b>

### (3) 施設数(多摩・島しょ地区)

保健所名	対象施設数
西多摩	1,146
南多摩	821
多摩立川	2,955
多摩府中	5,720
多摩小平	2,110
<b>多摩地区小計</b>	<b>12,752</b>
大島	49
三宅	17
八丈	32
小笠原	3
<b>島しょ地区小計</b>	<b>101</b>
<b>都保健所合計</b>	<b>12,853</b>
八王子市	2,071
町田市	1,206
<b>保健所政令市合計</b>	<b>3,277</b>

※各保健所の所管区域

西多摩保健所 : 青梅市, 福生市, 羽村市, あきる野市, 瑞穂町, 奥多摩町, 日の出町, 檜原村  
 南多摩保健所 : 日野市, 多摩市, 稲城市  
 多摩立川保健所 : 立川市, 昭島市, 国立市, 国分寺市, 東大和市, 武蔵村山市  
 多摩府中保健所 : 府中市, 三鷹市, 武蔵野市, 狛江市, 小金井市, 調布市  
 多摩小平保健所 : 小平市, 西東京市, 清瀬市, 東村山市, 東久留米市  
 大島出張所 : 大島町, 利島村, 新島村, 神津島村  
 三宅出張所 : 三宅村, 御蔵島村  
 八丈出張所 : 八丈町, 青ヶ島村  
 小笠原出張所 : 小笠原村

7 飲用に供する井戸等

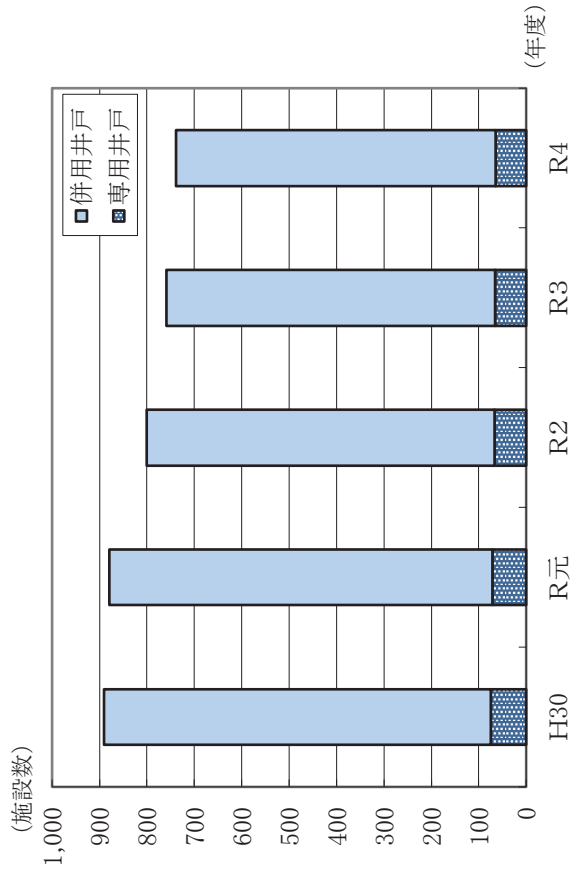
(1) 施設数の推移(多摩・島しょ地区)

年度 用途	H30	R元	R2	R3	R4
専用井戸	75	71	67	65	64
併用井戸	815	808	734	694	674
計	890	879	801	759	738

専用井戸：水道を布設していないもの

併用井戸：水道を布設しているもの

(注) 八王子市、町田市を除く。



[飲用に供する井戸等の施設数の推移]

(2) 施設数(多摩・島しょ地区)

保健所名	対象施設数
西多摩	187
南多摩	105
多摩立川	60
多摩府中	128
多摩小平	258
<b>多摩地区小計</b>	<b>738</b>
大島	0
三宅	0
八丈	0
小笠原	0
<b>島しょ地区小計</b>	<b>0</b>
<b>都保健所合計</b>	<b>738</b>

※各保健所の所管区域  
 西多摩保健所：青梅市、羽村市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、奥多摩町、日の出町、檜原村  
 南多摩保健所：日野市、多摩市、稲城市  
 多摩立川保健所：立川市、昭島市、国立市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市  
 多摩府中保健所：府中市、三鷹市、武蔵野市、狛江市、小金井市、調布市  
 多摩小平保健所：小平市、西東京市、清瀬市、東村山市、東久留米市  
 大島出張所：大島町、利島村、新島村、神津島村  
 三宅出張所：三宅村、御蔵島村  
 八丈出張所：八丈町、青ヶ島村  
 小笠原出張所：小笠原村





### III 参 考 资 料



## 1 全国の水道普及率

(令和4年3月31日現在 単位:人)

都道府県名	総人口 (A)	現在給水人口				水道普及率 B/A(%)
		上水道	簡易水道	専用水道	合計(B)	
北海道	5,157,694	4,761,260	291,435	17,005	5,069,700	98.3%
青森	1,207,420	1,153,037	27,391	1,480	1,181,908	97.9%
岩手	1,193,953	1,100,742	22,075	5,049	1,127,866	94.5%
宮城	2,259,011	2,238,389	2,860	890	2,242,139	99.3%
秋田	934,919	794,253	62,169	3,037	859,459	91.9%
山形	1,058,440	1,018,882	20,809	336	1,040,027	98.3%
福島	1,796,035	1,622,563	56,805	4,265	1,683,633	93.7%
茨城	2,840,403	2,673,782	27,492	5,137	2,706,411	95.3%
栃木	1,934,785	1,837,489	3,667	20,365	1,861,521	96.2%
群馬	1,935,932	1,856,705	69,157	2,488	1,928,350	99.6%
埼玉	7,331,256	7,306,584	4,500	5,146	7,316,230	99.8%
千葉	6,267,579	5,954,260	5,997	42,616	6,002,873	95.8%
東京	13,993,733	13,959,443	11,773	22,165	13,993,381	100.0%
神奈川	9,221,129	9,195,052	14,612	5,049	9,214,713	99.9%
新潟	2,159,884	2,060,527	85,934	3,066	2,149,527	99.5%
富山	1,018,644	928,764	22,100	3,410	954,274	93.7%
石川	1,118,692	1,070,822	30,737	4,900	1,106,459	98.9%
福井	763,524	686,999	46,016	795	733,810	96.1%
山梨	811,978	713,473	82,650	4,440	800,563	98.6%
長野	2,020,788	1,917,437	81,626	1,675	2,000,738	99.0%
岐阜	1,946,253	1,788,103	57,356	4,155	1,849,614	95.0%
静岡	3,586,493	3,484,428	53,074	14,426	3,551,928	99.0%
愛知	7,489,040	7,463,543	8,953	11,504	7,484,000	99.9%
三重	1,777,768	1,762,230	8,312	1,910	1,772,452	99.7%
滋賀	1,412,266	1,389,446	13,957	5,949	1,409,352	99.8%
京都	2,556,086	2,537,072	10,952	1,810	2,549,834	99.8%
大阪	8,778,035	8,776,067	0	1,439	8,777,506	100.0%
兵庫	5,406,826	5,379,522	19,457	1,263	5,400,242	99.9%
奈良	1,313,405	1,290,375	14,671	192	1,305,238	99.4%
和歌山	922,621	867,554	35,597	1,588	904,739	98.1%
鳥取	548,493	497,284	37,623	2,669	537,576	98.0%
島根	659,098	622,061	16,415	495	638,971	96.9%
岡山	1,864,431	1,801,861	45,826	2,616	1,850,303	99.2%
広島	2,777,046	2,622,366	10,309	7,490	2,640,165	95.1%
山口	1,315,949	1,222,305	10,830	4,330	1,237,465	94.0%
徳島	705,876	650,235	22,446	13,504	686,185	97.2%
香川	934,605	925,962	3,013	3	928,978	99.4%
愛媛	1,334,462	1,206,184	21,567	20,037	1,247,788	93.5%
高知	681,998	577,910	62,850	5,113	645,873	94.7%
福岡	5,105,639	4,793,890	13,765	51,318	4,858,973	95.2%
佐賀	808,513	762,825	8,930	1,845	773,600	95.7%
長崎	1,284,787	1,235,263	24,116	13,717	1,273,096	99.1%
熊本	1,717,983	1,442,379	74,804	15,979	1,533,162	89.2%
大分	1,105,928	990,797	16,152	8,408	1,015,357	91.8%
宮崎	1,058,489	999,881	32,975	1,676	1,034,532	97.7%
鹿児島	1,594,770	1,493,714	49,209	15,662	1,558,585	97.7%
沖縄	1,464,801	1,440,720	23,869	18	1,464,607	100.0%
合計	125,177,460	120,874,440	1,666,833	362,430	122,903,703	98.2%
令和2年度	125,773,794	121,283,648	1,741,454	368,367	123,393,469	98.1%

出典:厚生労働省ホームページより

2 水質基準

水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)  
(平成16年4月1日施行、一部改正後令和2年4月1日施行)

項 目		基 準 値
健康に 関連する 項目	1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
	2 大腸菌	検出されないこと。
	3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
	4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
	5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
	6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
	7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
	8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
	12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
	13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
	16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
	21 塩素酸	0.6mg/L以下であること。
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
	25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
	26 臭素酸	0.01mg/L以下であること。
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
水道水が 有すべき 性状に 関連する 項目	32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
	33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
	34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
	35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
	36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
	37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
	38 塩化物イオン	200mg/L以下であること。
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
	40 蒸発残留物	500mg/L以下であること。
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
	42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下であること。
	43 2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下であること。
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
	45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	
48 味	異常でないこと。	
49 臭気	異常でないこと。	
50 色度	5度以下であること。	
51 濁度	2度以下であること。	

No.	項 目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下
4	削除	
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
6	削除	
7	削除	
8	トルエン	0.4mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下
11	削除	
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1mg/L以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
19	遊離炭酸	20mg/L以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落が2,000以下(暫定)
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下(暫定)

項 目	目標値 (mg/L)
1, 3-ジクロロプロペン(D-D) 注1)	0.05
2, 2-DPA(ダラボン)	0.08
3, 2, 4-D(2, 4-PA)	0.02
4, EPN 注2)	0.004
5, MCPA	0.005
6, アシユラム	0.9
7, アセフェート	0.006
8, アトラジン	0.01
9, アニロホス	0.003
10, アミトラズ	0.006
11, アラクロール	0.03
12, イソキサチオン 注2)	0.005
13, イソフェンホス 注2)	0.001
14, イソプロカルブ(MIPC)	0.01
15, イソプロチオラン(IPT)	0.3
16, イブフェンカルバゾン	0.002
17, イプロベンホス(IPB)	0.09
18, イミノタジン	0.006
19, インダノファン	0.009
20, エスプロカルブ	0.03
21, エトフェンブロックス	0.08
22, エンドスルファン(ベンゾエピン) 注3)	0.01
23, オキサジクロメホン	0.02
24, オキシ銅(有機銅)	0.03
25, オリサストロビン 注4)	0.1
26, カズサホス	0.0006
27, カフェンストール	0.008
28, カルタップ 注5)	0.08
29, カルバリル(NAC)	0.02
30, カルボフラン	0.0003
31, キノクラミン(ACN)	0.005
32, キャブタン	0.3
33, クミルロン	0.03
34, グリホサート 注6)	2
35, グルホシネート	0.02
36, クロメプロップ	0.02
37, クロロニトロフェン(CNP) 注6)	0.0001
38, クロルピリホス 注2)	0.003
39, クロロタロニル(TPN)	0.05
40, シアナジン	0.001
41, シアノホス(CYAP)	0.003
42, ジウロン(DCMU)	0.02
43, ジクロベニル(DBN)	0.03
44, ジクロロボス(DDVP)	0.008
45, ジクワット	0.01
46, ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004
47, ジチオカルバメート系農薬 注8)	0.005(二硫化炭素として)
48, ジチオピル	0.009
49, シハロホップブチル	0.006
50, シマジン(CAT)	0.003
51, ジメタメリン	0.02
52, ジメエート	0.05
53, シメトリン	0.03
54, ダイアジノン 注2)	0.003
55, ダイムロン	0.8
56, ダゾメット, メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート 注9)	0.01(メチルイソチオシアネートとして)
57, チアジニル	0.1
58, チウラム	0.02

項 目	目標値 (mg/L)
59, チオジカルブ	0.08
60, チオファネートメチル	0.3
61, チオベンカルブ	0.02
62, テフリルトリオン	0.002
63, テルブカルブ(MBPMC)	0.02
64, トリクロピル	0.006
65, トリクロロホン(DEP)	0.005
66, トリシクラゾール	0.1
67, トリフルラリン	0.06
68, ナプロバミド	0.03
69, パラコート	0.005
70, ピペロホス	0.0009
71, ビラクロニル	0.01
72, ビラゾキシフェン	0.004
73, ビラゾリネート(ビラゾレート)	0.02
74, ピリダフェンチオン	0.002
75, ビリブチカルブ	0.02
76, ビロキロン	0.05
77, フィプロニル	0.0005
78, フェニトロチオン(MEP) 注2)	0.01
79, フェノプロカルブ(BPMC)	0.03
80, フェリムゾン	0.05
81, フェンチオン(MPP) 注9)	0.006
82, フェントエート(PAP)	0.007
83, フェントラザミド	0.01
84, フサライド	0.1
85, ブタクロール	0.03
86, ブタミホス 注2)	0.02
87, ブプロフェジン	0.02
88, フルアジナム	0.03
89, プレチラクロール	0.05
90, プロシミドン	0.09
91, プロチオホス 注2)	0.007
92, プロビコナゾール	0.05
93, プロピザミド	0.05
94, プロベナゾール	0.03
95, プロモブチド	0.1
96, ベノミル 注11)	0.02
97, ベンシクロン	0.1
98, ベンゾビスシクロン	0.09
99, ベンゾフェナップ	0.005
100, ベンタゾン	0.2
101, ベンディメタリン	0.3
102, ベンフラカルブ	0.02
103, ベンフルラリン(バスロジン)	0.01
104, ベンフレゼート	0.07
105, ホスチアゼート	0.005
106, マラチオン(マラソン) 注2)	0.7
107, メコプロップ(MCPP)	0.05
108, メソミル	0.03
109, メタラキシル	0.2
110, メチダチオン(DMTP)	0.004
111, メミノストロビン	0.04
112, メトリブジン	0.03
113, メフェナセツ	0.02
114, メプロニル	0.1
115, モリネート	0.005

- 注1) 1, 3-ジクロロプロペン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- 注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス、プロチオホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、それぞれのオキシロン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシロン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注3) エンドスルファン(ベンゾエピン)の濃度は、異性体であるα-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)も測定し、α-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度と(5Z)-オリサストロビンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
- 注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注7) クロロニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- 注9) ダゾメット及びメタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- 注10) フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシロン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

4 要検討項目

(毒性評価が定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目) 令和5年4月1日現在

No.	項目	目標値(mg/L)
1	銀及びその化合物	-
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	-
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	-
7	17-β-エストラジオール	0.00008(暫定)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	-
13	2, 4-トルエンジアミン	-
14	2, 6-トルエンジアミン	-
15	N, N-ジメチルアニリン	-
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定)
18	トリエチレンテトラミン	-
19	ノニルフェノール	0.3(暫定)
20	ビスフェノールA	0.1(暫定)
21	ヒドラジン	-
22	1, 2-ブタジエン	-
23	1, 3-ブタジエン	-
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	マイクロキスチン-LR	0.0008(暫定)
27	有機すず化合物	0.0006(暫定)(TBTO)
28	ブromokloro酢酸	-
29	ブromojikloro酢酸	-
30	ジブromokloro酢酸	-
31	ブromo酢酸	-
32	ジブromo酢酸	-
33	トリブromo酢酸	-
34	トリクロロアセトニトリル	-
35	ブromokloroアセトニトリル	-
36	ジブromoアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	-
38	MX	0.001
39	削除	
40	キシレン	0.4
41	過塩素酸	0.025
42	削除	
43	削除	
44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001
45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2
49	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH <sub>x</sub> S)	-

5 水道法第20条の規定に基づく厚生労働大臣登録検査機関(水質検査を行う区域に東京都が含まれるもの)

令和5年10月1日現在

登録番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	水質検査を行う区域(東京都抜粋)
8	一般社団法人埼玉環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11	東京都(島しょ部を除く。)
16	一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番11号、千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番14号及び千葉県千葉市中央区出洲港14番12号	東京都
38	一般財団法人北里環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里一丁目15番1号	東京都
49	一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸一丁目19番10号	東京都
70	内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2	東京都
73	株式会社エヌ・イーサポート	東京都江戸川区東葛西四丁目19番5号、愛知県名古屋市中村区城主町二丁目26番2号、大阪府西淀川区姫島五丁目4番10号、広島県広島市西区己斐本町三丁目13番16号及び福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目8番17号	東京都
75	株式会社江東微生物研究所	青森県弘前市大字末広三丁目1番地3、青森県八戸市類家五丁目38の4、秋田県湯沢市佐竹町5番10号、秋田県大館市有浦四丁目5の30、岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目2番17号、宮城県仙台市若林区卸町東四丁目1番7号、山形県山形市円応寺町7番8号、山形県米沢市窪田町窪田字南江口377番地の10、福島県郡山市喜久田町卸三丁目24番、福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合134番地4、福島県南相馬市原町区錦町一丁目39、福島県いわき市好間工業団地4番地18、茨城県水戸市姫子一丁目101番5号、茨城県つくば市上横場445番1号、栃木県宇都宮市平出工業団地44の38、群馬県館林市美園町12番11号、群馬県高崎市高開町431の3、群馬県前橋市下細井町267の11、埼玉県越谷市蒲生西町二丁目11番地17、埼玉県さいたま市岩槻区本町一丁目18番地12、千葉県香取市吉原420番地1、千葉県旭市い987番地1、千葉県木更津市新田三丁目4番30号、千葉県千葉市中央区矢作町382番3号、東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号、神奈川県相模原市南区東林間五丁目16の7、新潟県新潟市中央区鳥屋野463番地2、新潟県佐渡市両津湊220番地1、長野県松本市蟻ヶ崎三丁目7番2号及び静岡県御殿場市新橋1861番地1ニューマリッチ参番館103	東京都
76	平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856番地3	東京都(島しょ部を除く。)
87	株式会社群馬分析センター	群馬県高崎市下大島町625番地	東京都
89	中外テクノス株式会社	千葉県千葉市緑区大野台二丁目2番16号、兵庫県神戸市西区井吹台東町七丁目3番7号及び広島県広島市西区横川新町9番12号	東京都
96	環境未来株式会社	東京都小金井市緑町四丁目6番32号、石川県金沢市藤江南一丁目7番地1、山梨県中央市流通団地一丁目6番1号、長野県松本市大字和田4010番地5及び長野県佐久市跡部106番2	東京都(島しょ部を除く。)
97	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3	東京都(島しょ部を除く。)
98	一般財団法人東京顕微鏡院	東京都中央区豊海町五丁目1番	東京都(島しょ部を除く。)
107	オーヤラックスクリーンサービス株式会社	東京都調布市富士見町四丁目16番地4	東京都
113	環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41番地10	東京都(島しょ部を除く。)
114	株式会社メイキョー	山梨県甲府市徳行二丁目2番38号	東京都(島しょ部を除く。)
126	株式会社静岡検査センター	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番10号、静岡県藤枝市高柳2310番地	東京都
130	オルガノ株式会社	神奈川県相模原市南区西大沼四丁目4番1号	東京都(島しょ部を除く。)
135	いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目24番22号及び福岡県福岡市東区東浜一丁目5番12号	東京都
136	株式会社東洋検査センター	静岡県伊豆の国市田京151番地の6	東京都
139	一般財団法人日本食品分析センター	東京都多摩市永山六丁目11番10号	東京都(島しょ部を除く。)
142	株式会社上総環境調査センター	千葉県木更津市潮見四丁目16番2号	東京都



登録番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	水質検査を行う区域(東京都抜粋)
148	藤吉工業株式会社	愛知県名古屋市中種区末盛通二丁目13番2号	東京都
155	株式会社山梨県環境科学検査センター	山梨県甲斐市竜王新町2277番地12	東京都
157	前澤工業株式会社	埼玉県幸手市高須賀537番地	東京都
158	株式会社那須環境技術センター	栃木県那須塩原市青木22番地152	東京都
159	株式会社総合水研究所	東京都江東区毛利一丁目19番10号江間忠錦糸町ビル6階、大阪府堺市西区浜寺石津町中二丁目6番34号及び沖縄県国頭郡本部町字謝花88番地	東京都
166	三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社	東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号、東京都東村山市青葉町二丁目38番1、愛知県名古屋市中村区中村町六丁目5番地及び大阪府大阪市中央区瓦町四丁目5番9号	東京都
170	東京テクニカル・サービス株式会社	東京都江戸川区西葛西七丁目29番17号	東京都
171	エスク株式会社	大阪府大東市三箇四丁目18番18号	東京都(島しょ部を除く。)
179	芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市大岡2068番地の3	東京都(島しょ部を除く。)
181	株式会社ダイワ	千葉県東金市家徳238の3及び神奈川県平塚市東豊田369番地	東京都
184	株式会社ビー・エム・エル	埼玉県川越市の場1361番地1	東京都
190	アクアス株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原四丁目4番地つくばテクノパーク豊里、東京都杉並区和泉二丁目7番5号及び沖縄県那覇市西二丁目6番11号神里マンションA-201	東京都(島しょ部を除く。)
192	クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台二丁目8番14号、神奈川県厚木市森の里若宮7番1号、愛知県豊田市千足町六丁目29番地2号、滋賀県草津市笠山七丁目4番52号、大阪府高槻市成合中の町18番3号及び岡山県倉敷市松江二丁目13番40号	東京都
201	株式会社新環境分析センター	福島県郡山市喜久田町卸一丁目76番地1及び新潟県新潟市江南区祖父興野53番地1	東京都のうち八王子市、立川市、昭島市、町田市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町及び西多摩郡日の出町
207	東海プラント株式会社	静岡県沼津市市道町6番地の7	東京都
211	株式会社ユーベック	千葉県木更津市久津間613番地	東京都
213	株式会社保健科学東日本	埼玉県鴻巣市天神三丁目673番地	東京都
218	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号	東京都(島しょ部を除く。)
224	株式会社総合環境分析	群馬県邑楽郡邑楽町中野127番地6、東京都町田市忠生三丁目5番地4及び神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目13番2号及び山梨県南アルプス市小笠原6番地	東京都
227	株式会社環境計量センター	山梨県南アルプス市宮沢129番地の1	東京都(島しょ部を除く。)
228	株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ	千葉県習志野市東習志野三丁目15番11号及び神奈川県綾瀬市小園1116番	東京都(島しょ部を除く。)
230	日本総合住生活株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島七丁目2番3号	東京都(島しょ部を除く。)
240	株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号	東京都(島しょ部を除く。)
246	株式会社MCエパテック	茨城県つくば市観音台一丁目25番14号、三重県四日市市大治田三丁目3番17号、兵庫県尼崎市大浜町二丁目30番地及び熊本県宇土市北段原町230番地	東京都
252	株式会社環境技研	東京都板橋区板橋四丁目12番17号及び埼玉県戸田市笹目二丁目5番地12	東京都
253	株式会社イオ	東京都日野市旭が丘四丁目7番地107	東京都
260	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	神奈川県横浜市磯子区西町14番11号	東京都(島しょ部を除く。)

令和5年10月1日現在

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	水質検査を行う区域(東京都抜粋)
261	株式会社ショウエイ	神奈川県川崎市幸区新川崎2-6	東京都
265	株式会社エステム	愛知県名古屋市南区弥次工町三丁目22番地の1	東京都(島しょ部を除く。)
266	ヒロエンジニアリング株式会社	東京都台東区台東一丁目14番11号	東京都(大島町以外の島しょ部を除く。)
273	一般財団法人群馬県薬剤師会環境衛生試験センター	群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10	東京都(島しょ部を除く。)

登録番号	氏名又は名称	簡易専用水道の管理の検査を行う事業所の所在地	簡易専用水道の管理の検査を行う区域（東京都抜粋）
7	公益財団法人日本建築衛生管理教育センター	東京都港区三田一丁目4番28号	東京都（島しょ部を除く。）
9	一般財団法人日本文化用品安全試験所	東京都墨田区本所四丁目22番7号	東京都（島しょ部を除く。）
14	一般財団法人北里環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里一丁目15番1号	東京都（島しょ部を除く。）
21	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11	東京都（島しょ部を除く。）
22	一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番11号	東京都（島しょ部を除く。）
77	一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸一丁目19番10号	東京都（島しょ部を除く。）
79	一般社団法人神奈川県保健協会	東京都国立市富士見台三丁目33番地1、神奈川県横浜市中区山下町224番地1及び神奈川県中部二宮町中里731番地の1	東京都（島しょ部を除く。）
80	一般財団法人東京顕微鏡院	東京都千代田区九段南四丁目8番32号、東京都中央区豊海町5番1号及び東京都立川市高松町一丁目100番38号	東京都（島しょ部を除く。）
82	一般財団法人日本環境衛生センター	神奈川県川崎市川崎区四谷上町10番6号	東京都（島しょ部を除く。）
87	日本理化サービス株式会社	東京都江戸川区鹿骨一丁目61番5号Casa Primavera101、静岡県静岡市駿河区西島352-5、愛知県名古屋市中区千種区千種三丁目20番20号及び三重県津市芸濃町涼本5427-15	東京都（島しょ部を除く。）
97	一般社団法人神奈川県貯水槽協会	神奈川県茅ヶ崎市松が丘一丁目6番83号	東京都のうち八王子市、立川市及び町田市
106	日東化学工業株式会社	福岡県北九州市小倉南区徳吉東四丁目9番1号、福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目10番2号、沖縄県那覇市山下町28番36号及び広島県広島市安佐南区川内四丁目18番11号	東京都（島しょ部を除く。）
107	株式会社総合水研究所	東京都江東区毛利一丁目19番10号江間忠錦糸町ビル6階及び大阪府堺市堺区神南辺町一丁目4番地6	東京都（島しょ部を除く。）
112	株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号	東京都（島しょ部を除く。）
124	東京環境衛生株式会社	東京都渋谷区広尾五丁目19番14号卯月ビル10階	東京都（島しょ部を除く。）
130	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号	東京都（島しょ部を除く。）
133	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3	東京都（島しょ部を除く。）
143	株式会社環境技研	東京都板橋区板橋四丁目12番17号	東京都（奥多摩町、檜原村及び島しょ部を除く。）
150	株式会社日本分析	東京都板橋区志村一丁目15番14号	東京都（島しょ部を除く。）
153	株式会社駿河環境検査センター	静岡県静岡市駿河区中島960番地の1	東京都（島しょ部を除く。）
158	株式会社環境計量センター	静岡県静岡市駿河区下川原一丁目15番15号	東京都（島しょ部を除く。）
159	株式会社HER	東京都千代田区神田小川町3丁目2番2号天心館ビル103、兵庫県加西市網引町2001番地39	東京都（島しょ部を除く。）
164	内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2	東京都（島しょ部を除く。）
166	貯水評価研究所	新潟県妙高市大字楡島256番地及び埼玉県川口市長蔵一丁目8番5号エンリッチFⅢ303	東京都（島しょ部を除く。）
168	株式会社総合環境分析	山梨県南アルプス市小笠原6番地	東京都（島しょ部を除く。）

東京都の水道  
(令和5年版)

登録番号(5)102

令和6年3月発行

編集・発行 東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03-5320-4393

印刷 社会福祉法人 東京コロニー東京都大田福祉工場  
住所 東京都大田区大森西2-22-26  
電話 03-3762-7611



石油系溶剤を含まないインキを使用しています



古紙パルプ配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。